

国立 国会 図書館

月報

NATIONAL
DIET
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2025.3



オープンサイエンスを社会につなぐために
―国立国会図書館の取組を踏まえて

国立国会図書館デジタルコレクションで
よみがえる帝国議会

―「帝国議会資料」を大幅拡充

「近現代日本の議会傍聴」で
国立国会図書館資料をいかに活用したか。

末木孝典

国立国会図書館 月報

NO. 767
MARCH 2025

CONTENTS

1 メキシコからの憧憬

— Hiroshigue = 廣重 —

今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から

5 オープンサイエンスを社会につなぐために

— 国立国会図書館の取組を踏まえて

14 国立国会図書館デジタルコレクションで

よみがえる帝国議会

— 「帝国議会資料」を大幅拡充

22 「近現代日本の議会傍聴」で

国立国会図書館資料をいかに活用したか。

末木孝典

13 館内スコープ

100年後も読みたいんです

30 本屋にない本

『子ども／おもちゃの博覧会 特別展』

31 NDL Topics



表紙：
及川久太郎『児童のラジオ』
東洋図書 大正 15 年 20cm
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1717204/1/7>

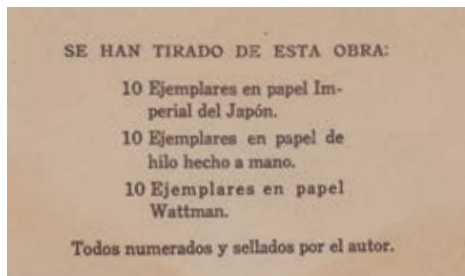
メキシコからの憧憬— Hiroshigué = 廣重 —

吉井 伶 奈



タブラーダ肖像

(出典：J.J. Tablada. *El Florilegio*, Librería de la Vda. de Ch. Bouret, 1904 <KR492-B7>)



3種の用紙で各10部刊行され、著者によるナンバリングと押印がなされたところがあるが、本書にはナンバーが振られていない。



「廣重」と書かれた表題紙

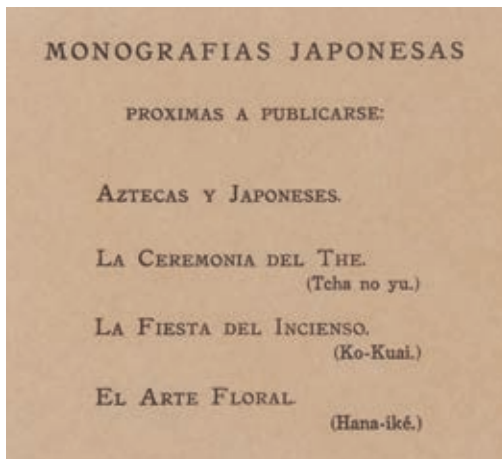
Hiroshigué = 廣重 : el pintor de la nieve y de la lluvia, de la noche y de la luna

José Juan Tablada, Monografías Japonesas, 1914, 119p ; 24cm
<KC172-D20>

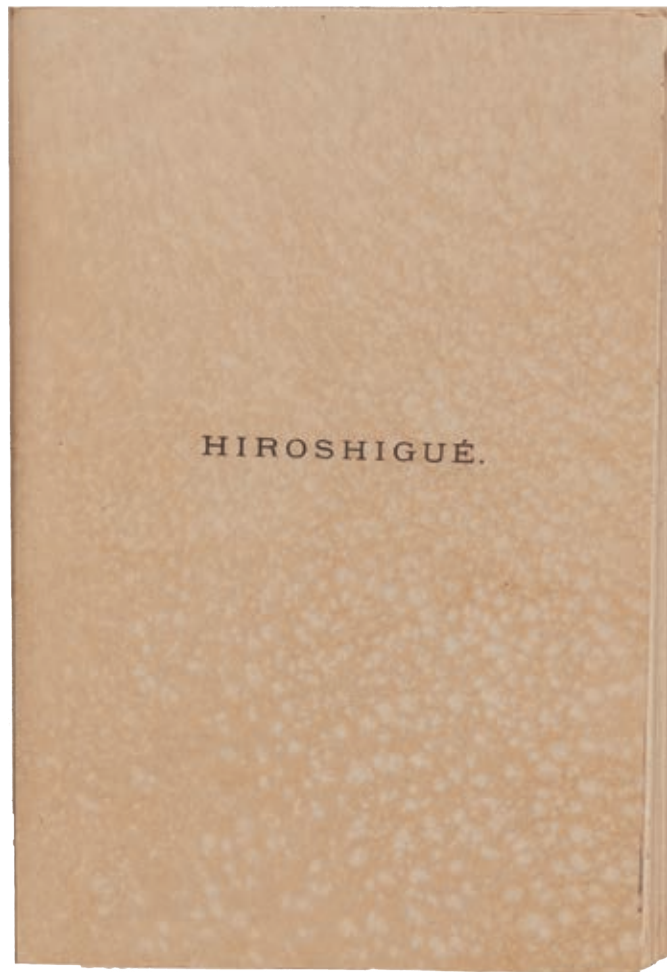
“Hiroshigué : el pintor de la nieve y de la lluvia, de la noche y de la luna” (広重——雪と雨と夜と月の絵師)は、メキシコの詩人・ジャーナリストであるホセ・ファン・タブラーダ (José Juan Tablada 1871-1945) が1914年に著したものです。本書はTorii (鳥居) と題された序章から始まり、物語風または散文詩といえる形式で歌川広重 (初代 1797-1858) の伝記をまとめ、後半は広重を主として、さまざまな画家や画集の作品を解説しています。

タブラーダの人生は浮き沈みの激しいものでした。大手新聞社に勤務していた頃に発表した詩が、あまりに官能的で反キリスト教的だとスキャンダルとなり、退職する事態となります。その後数年にわたり心身を病み、退廃的な生活を送りながらも創作活動は続け、発表した処女詩集“*El Florilegio*” (詩の花々、1899) が評判を呼びます。エッセイでも高い評価を受け、彼の人生は大きく浮上したように思われました。しかし、文壇での名声確立後、創作に苦しんで再び治療を受けるようになり、ワインの輸入業に転身します。当時のタブラーダの執筆活動は新聞などへの寄稿が中心となり、輸入業で財を成し、日本風の屋敷を建てて浮世絵などを収集しました。

そして、メキシコは革命の時代を迎えます。



MONOGRAFIAS JAPONESAS (日本叢書) の告知がされているが、国を追われたことで刊行は実現しなかったものと思われる。



HIROSHIGUÉ

他ページとは異なる紙で、エンボス加工されたような、装飾的なページ。

蔵書票

広重の『名所江戸百景』「深川万年橋」を基にしている。なお、本書にはARTISTIC JAPAN*収録のW. アンダーソン「HIROSHIGUÉ」を読んでいたと思われる記述があるが、その扉絵も「深川万年橋」がモチーフとなっている。

*ARTISTIC JAPANについては『国立国会図書館月報』723/724号（2021年7/8月）参照

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11687342_po_geppo210708.pdf?contentNo=1#page=3

体制側・反革命側を称える詩集や散文を発表していたことで、タブラーダは1914年に国外追放され、アメリカに渡ることを余儀なくされました（1918年に恩赦、1936年にメキシコに再び定住）。本書は、その数か月前に刊行されたものです。

日本に対するタブラーダの興味は、幼いときに、母親の友人から東洋の異国情緒あふれる物語を聞き、また、日本の版画集を見て強く惹きつけられたことに始まるようです。1900年には実際に日本を訪れ、数か月間滞在します。メキシコ外務省からの命で1911年にパリに滞在した際には、本書の執筆のための資料を集めたものと思われます。

タブラーダは、俳句（俳諧）を自身の詩に本格的に導入し、この短詩型をスペイン語圏に広めた第一人者でもあります。また、幼少期から鳥や虫を愛し、一時は画家を目指していたほど、絵画の才能があったようです。

本書の名所図会の解説の箇所にある自邸の庭の描写には、タブラーダの感覚の鋭さと、庭への強い愛着や誇らしい気持ちがあらわれています。

庭からは、柔らかく神秘的な香りや、麝香のよう

se produce en zona contigua; el peligro no es inmediato...

No obstante, los gritos: **Kuaji gá! Kuaji gá!** exclamados en todas las voces por hombres, mujeres y niños, forman **los gritos: Kuaji gá! Kuaji gá!** su único movimiento hacia la zona de la columna...

caía tras de la maniobra de zapa, que en su dialecto llaman "Keshi Keshi," gritaron sobre las techumbres, para emular a los equipos vecinos:

—Shita bi! ¡Shita bi! ¡El fuego declina!...

¡Shita bi! ¡Shita bi! ¡El fuego declina!

(下火! 下火! 火が弱まる!)

—Shita bi! Shita bi!

Pero el viento de la legendaria llanura de Musashi no amonesta: a su fineto las lineas colum:



(左) 浅草で起きた火災の様子と、火消同心安藤徳兵衛(広重)の登場を、台詞を交えて臨場感豊かに描いている(本書13ページ、17ページ)。この章は、文政2年(1819年)の広重の作とされる『江戸の華』からインスピレーションを得て書かれたものと筆者は想像する。

(右) 広重〔画〕『江戸の華』上、14コマ目 (<https://dl.ndl.go.jp/pid/1286837/1/14>)



del zorro "kitsuné".... La estampa, toda gris, menos el tono rosillo de los zorros y el bermejo de las flamas, está impregnada de pavoroso misterio y de ingénua poesía, y el tratamiento del nocturno claroscuro es de fuerza y simplicidad admirables.

La otra estampa, la que sorprende por su rara identidad con nuestra remota leyenda, podría llamarse: "La fundación de Tenochtitlán por un pintor japonés;" aunque en realidad se titule: "Minato susaki," (La península de Minato)... Una enorme águila descende sobre un campo parecido a nuestro valle lacustre, y en el horizonte perfílase un volcán semejante a nuestro Istaciuatl...

La similitud con el asunto de nuestra vieja tradición, es absoluta; el campo y el agua, el volcán sobre el horizonte, el águila que baja, como en el geográfico de Cuauhtemoc... Sólo faltaría un grupo de figuras; el tropel de las errantes tribus pasma

(左)『名所江戸百景 深川洲崎十万坪』(<https://dl.ndl.go.jp/pid/1303313>)

(上) 本書63ページ。「わが国の古い言い伝えとの不思議な一致に驚かされるのだが、「日本の絵師描くテノチティトランの建設」とでも名付けたい、この一幅の絵は、実際には深川洲崎十万坪と呼ばれている。一羽の巨大な鷲がメキシコ高原の沼地に酷似した平野に降り立とうとしている。地平線には、メキシコのイスタシワトルそっくりの火山が浮かんで見える。このわが国の古い伝説と似ていることは絶対だ。平野と水、地平線に浮かぶ火山、舞い降りつつある鷲。ちょうどクアウテモクの象形文字みたいだ。」(田辺厚子『北斎を愛したメキシコ詩人 ホセ・フアン・タブラーダの日本趣味』から同氏による和訳を引用)

攪乱させるためにある「女性のオーラ」のようである。

日本風のあずまやからは、私の楽しみのために竹の籠に入れられた、東洋の諸島生れの小鳥のさえずりや、金華鳥の甲高くこつけない声やニツキ色のジュウシマツの声が届く。

もっとむこう、庭の境界では、サボテンのチャルチウイテ(緑色の石)のラケットや黒緑色の龍舌蘭のまっすぐな葉のむこうに、日本人でさえも夢見たことのない真つ青な空を背景にして、ふたつの火山が、万年氷の栄光を褒め称えている!

(太田靖子『俳句とジャポニスム メキシコ詩人タブラーダの場合』から同氏による和訳を引用)

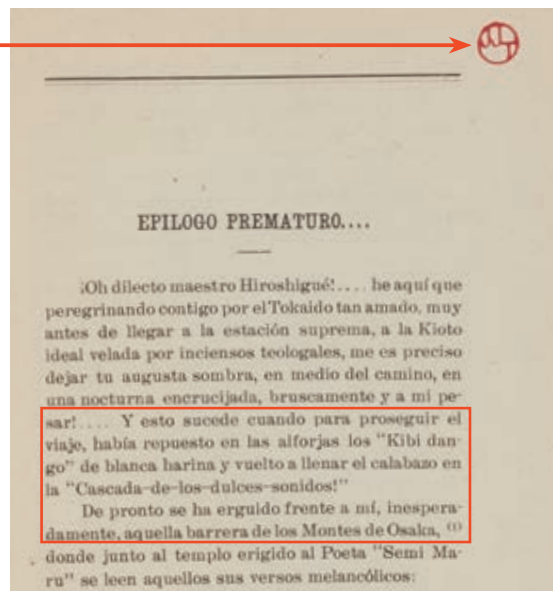
タブラーダの自然に対する姿勢が、俳句や広重の浮世絵と共鳴したのかもしれない。

タブラーダを紹介するいくつかの文献で指摘されているとおり、タブラーダは独自の観察眼をもち、本書中では、常に自国文化との比較対象において日本の絵師の作品を論じています。タブラーダは、メキシコ革命という国家的危機の中で、民族的アイデンティティを問われ、広重や日本文化を通じてその答えを求めているのでしょう。

本書のエピローグからは、財産も地位も奪われて亡命せざるを得なかった無念と、本書を不完全ながらも急ぎ書き上げること、メ



各ページの右上角に、落款印に似せた「JT」（タブラーダのイニシャル）が押されている。



本書115ページ。タブラーダが述べているように、この“EPILOGO PREMATURO”（時期尚早のエピローグ）は、メキシコ革命によりすぐに論文執筆を終え、海外に亡命する準備をせざるを得なくなったため、急いで書かれたものである。

「腰袋にきびだんごを入れて名水をひょうたんに補充したときに突如逢坂の関が目の前に立ちほだかりました」（筆者による仮訳）という表現からは、タブラーダの落胆とともに彼の知識を窺うことができる。



本書では広重の作品や落款などが図版で紹介されている。

（上）落款など

（中）東海道五十三次 四日市 三重川

（下）東海道五十三次 蒲原 夜之雪

○参考文献

田辺厚子『北斎を愛したメキシコ詩人 ホセ・ファン・タブラーダの日本趣味』PMC出版, 1990 <KR452-E1>

太田靖子『俳句とジャポニスム メキシコ詩人タブラーダの場合』思文閣出版, 2008 <KR452-J1>

Universidad Nacional Autónoma de México “José Juan Tablada VIDA, LETRA E IMAGEN” <https://www.iifl.unam.mx/tablada/>

Manuel Gutiérrez Silva “José Juan Tablada's Creative Art Writing: Hiroshigué ... (1914) and the End of Nineteenth-Century Mexican Landscape Painting” *Mexican Studies/Estudios Mexicanos*, 34(3), 2018, pp. 305-346 <https://www.jstor.org/stable/26771076>

中川清「日本・ラテンアメリカ交流史(Ⅰ)『白鷗法書』(4), 1995.9, pp.115-236 <https://dl.ndl.go.jp/pid/2888336/1/60>

※ < >内は当館請求記号

キシコ民衆の敵に加担した国賊と呼ばれてもなお訴えたかった彼の愛国心が伝わってきます。

……微妙で、珍しい、気まぐれなエキゾチズムではなく、もっと実り多い、大地にしっかりと足をつけた作品にしたかったのです。……すべての人が、日本の芸術の、ありとあらゆる精神的な魔術を集約したような汝の作品から、祖国の美をい

に発見し、よりよいものに仕上げるかを学ぶための芸術的目標！「芸術」の占いによって、いかにして強力で調和に満ちた、美しい優しい祖国を打ち立てることができるかを学びとるよすがとしたかったのです。

（田辺厚子『北斎を愛したメキシコ詩人 ホセ・ファン・タブラーダの日本趣味』から同氏による和訳を引用）

オープンサイエンスを社会につなぐために —国立国会図書館の取組を踏まえて



パネルディスカッション登壇者。

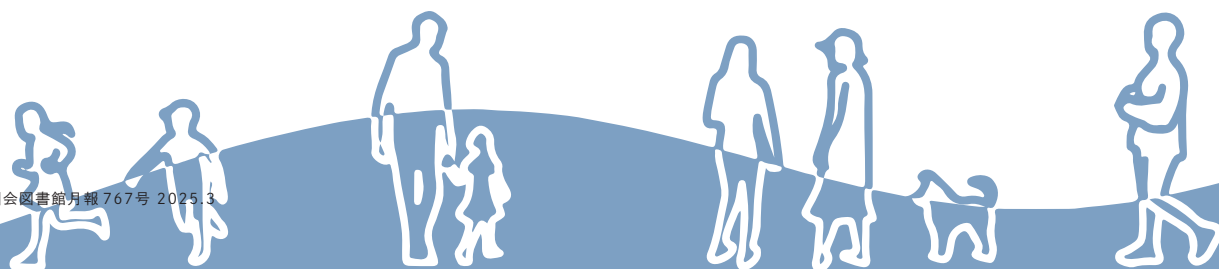
左から、倉田館長、根本東京大学名誉教授、林文部科学省科学技術・学術政策研究所データ解析政策研究室長、大場利用者サービス部長。

令和6年11月6日（水）、第26回図書館総合展において、フォーラム「オープンサイエンスを社会につなぐために—国立国会図書館の取組を踏まえて」を開催しました。

オープンサイエンスは、社会に対して、人文・社会科学も含めた科学を、そのプロセスを含めてより開かれたものとする活動で、国際的に大きな潮流となっています。

オープンサイエンスの一部でもあるオープンアクセスについては、大学などの学術研究機関の果たす側面が注目されがちです。しかし、オープンサイエンスには、シチズンサイエンス（市民科学）など、より多くの取組や概念が含まれ、社会全体に広がる多様な活動が想定されています。国立国会図書館（NDL）や公共図書館、学校図書館もまた、オープンサイエンスへの貢献が期待されていると考えられます。

フォーラムでは、倉田敬子館長による基調講演と大場利康利用者サービス部長による補足説明、そして根本彰・東京大学名誉教授及び林和弘・文部科学省科学技術・学術政策研究所データ解析政策研究室長からの話題提供を踏まえ、登壇者4名によるパネルディスカッションが行われました。



基調講演

「オープンサイエンス その新規性の持つ意味」

倉田 敬子（館長）

オープンサイエンスの定義は文脈により様々ですが、ポイントは、オープンな科学的知識と、その知識を生み出す研究プロセスそのものがオープンになることの、二つに整理されます。特に、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の勧告《次ページ参照》はオープンサイエンスをこの二つを含むものとして捉えた上で、さらに社会の変革につなげるようなシステムを構築してゆくべきだと主張しました。

オープンサイエンスを考える際には、現在の研究者同士による学術コミュニケーションの仕組みが、効率的だが閉鎖的である点に注意が必要です。研究成果としての論文を誰でも読めるようにするオープンアクセスは、この閉鎖性をオープンにしてゆく最初の一步ですが、オープンサイエンスは成果だけでなく研究プロセス全体をオープンにするものであり、異なる概念と言えます。研究プロセスをオープンにする試みは始まったばかりであり、今後の展開は未知数ですが、伝統的に正しいとされてきた論文の表現形式や研究評価のあり方



倉田 敬子

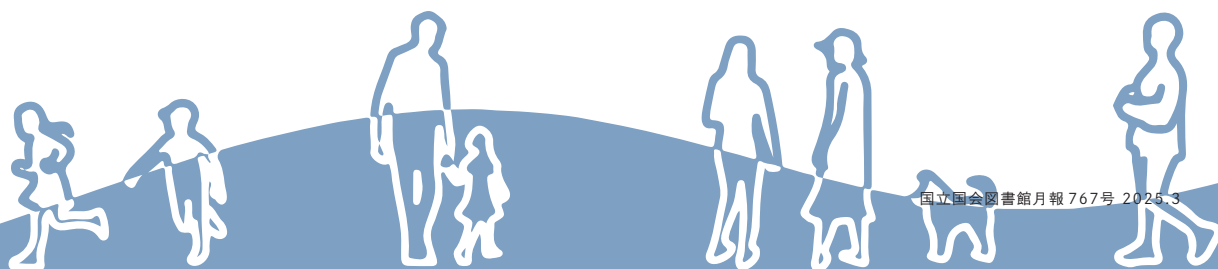
が変わってゆく可能性もあります。

オープンサイエンスが進む中で、NDLが研究者の研究プロセスの変革に直接的に関与することは困難です。しかし、NDLが果たせる役割は、よりオープンになった科学的知識を社会一般へと繋ぎ、その中で再利用と循環を促進させるところにあると考えています。



※当日の発表スライドは、以下のURL、QRコードからご覧いただけます。

<https://www.ndl.go.jp/jp/event/events/forum01.pdf>



補足説明

「オープンサイエンスにつながる国立国会図書館の取組」

大場 利康（利用者サービス部長）

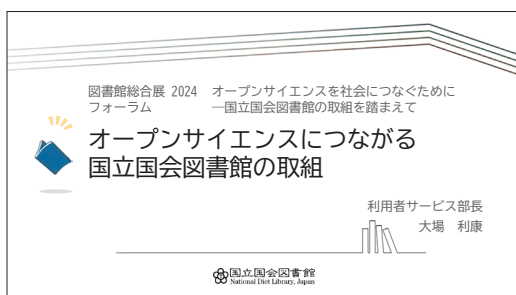
現在のNDLは、オープンサイエンスのための取組を積極的に行っているとは言えませんが、推進している事業には、UNESCOの勧告で掲げられたオープンサイエンスの主要な柱とつながり得るものがあります。柱の全てをカバーできているわけではありませんが、例えば、「オープンな科学的知識」としては、所蔵資料のデジタル化、イン

ターネット資料及びオンライン資料の収集、電子展示会が当てはまると考えられます。「オープンインフラストラクチャ」としてはデジタル化資料の全文テキストデータの作成・活用、国立国会図書館サーチの拡充、メタデータの整備・流通のための取組が挙げられます。また、リサーチ・ナビや科学技術に関する調査プロジェクトは、「社会的主体のオープンな関与を支える取組」と考えることも可能です。

オープンサイエンスの進展により、既存の「出版」という枠組みも変化してゆくと思われませんが、出版されたものを中心に収集・保存・提供してきたアーカイブ機関であるNDLも日本の図書館も、この変化に対応していかなければなりません。戦後間もない創設時の議論において、NDLが日本再建のための科学的基礎として構想されていたことを振り返れば、科学を社会に開いてゆく取組にNDLが関わってしかるべきではないかと考えています。



大場 利康



※当日の発表スライドは、以下のURL、QRコードからご覧いただけます。

<https://www.ndl.go.jp/jp/event/events/forum02.pdf>



「UNESCO『オープンサイエンスに関する勧告』とは」

2021年パリで開かれた第41回UNESCO総会で、オープンサイエンスを志向する国際的な機運に促され、「オープンサイエンスに関する勧告」が全会一致で採択されました（サイエンス（科学）には、自然科学、社会科学・人文科学全てを含みます。）。勧告では、オープンサイエンスを、科学知識の自由な利用とアクセス、社会の利益を考慮した協力と共有、科学コミュニティを超えて科学的知識を生み出すプロセス全体を解放することを含む概念として定義づけています。また、オープンサイエンスの主要な柱として、①オープンな科学的知識、②オープンインフラストラクチャ、③オープンサイエンスコミュニケーション、④社会的主体のオープンな関与、⑤他の知識システムとのオープンな対話を挙げています。

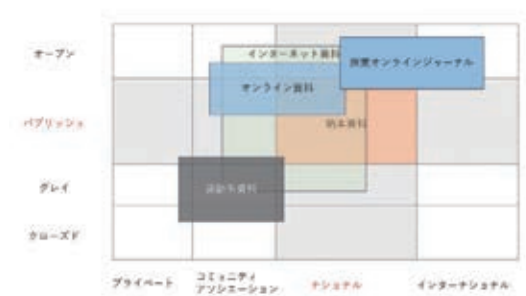
話題提供

「知のオープン化と NDL の役割」

根本 彰氏（東京大学名誉教授）

図書館情報学において、図書館とは「知」をオープンにするものであることが大前提です。これまでの図書館におけるオープン化は、出版物を集めて提供することを意味しました。オープンサイエンスが進めば、出版者を介さないものも扱うことになりますので、その「質」を、著者や学会など誰が保証するのかという問題が出てきます。

知の構造は公開範囲と公開形態の二つの軸で整理されますが、NDLの主な守備範囲は「ナショナル」の範囲で「パブリッシュ」された資料です（下図参照）。一方、サイエンスの世界では、UNESCOの勧告でオープンな科学的知識として列挙されているものが多岐にわたっているように、



根本 彰氏

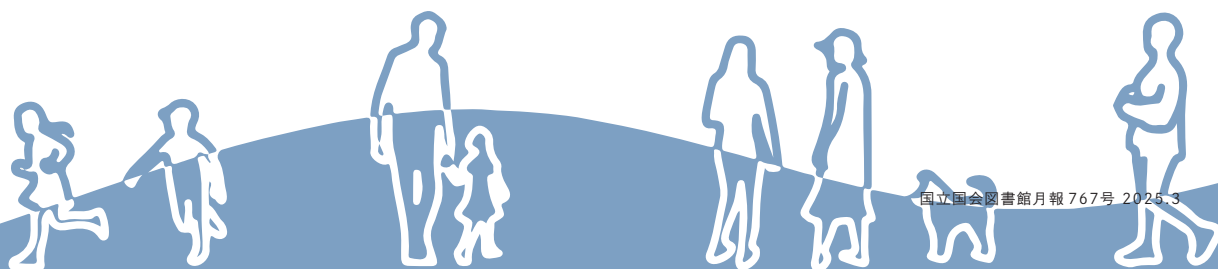
出版物以外も対象となります。これまでもNDLの守備範囲外に多くの資料がありましたし、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展に伴い、オンライン文芸（ネット小説）など、紙であれば収集対象としてきたコンテンツが収集範囲外に展開される事例も生じました。収集範囲外となっているコンテンツにいかに対象を広げてゆくか、その際に質の確保はどうするか、NDLを含めた図書館界全体の課題です。

知のオープン化と
NDLの役割

根本 彰

※当日の発表スライドは、以下のURL、QRコードからご覧いただけます。

<https://www.ndl.go.jp/jp/event/events/forum03-1.pdf>



話題提供

「オープンサイエンスの潮流からみた NDL の可能性」

林 和弘氏（科学技術・学術政策研究所 データ解析政策研究室長）

私は、グーテンベルクの印刷革命が宗教革命につながり、広く聖書が民衆に届くことでプロテスタントが生まれたように、情報メディアの革命により情報が開放された基盤が生まれ、それが社会を変革させてきたと考えています。17世紀にも学術ジャーナルや学会の誕生、数学と物理の融合などが起き、それらが技術革新を産み、社会を大きく変えました。当時と現在を対比させるとよく

似ています。学会の代わりに学術ソーシャルメディアが、ジャーナルの代わりにプレプリントサーバが登場しました。AIを活用した研究や文理融合など異分野共創の可能性も広がっています。図書館に目を向けると、シチズンサイエンスの文脈から、市民が触れられる知識と、知識生産のチャンスが大きく増えました。出版者と図書館、図書館と市民の関係性の変容も時間の問題です。

日本におけるオープンサイエンス政策の取組としては、「データ基盤と利活用による学術界の再構築」というグランドビジョンの下で、科学者ネットワークを土台に研究データを完備する基盤を構築し、その上層に知識基盤を立てAIの活用といった共創を広げるモデルが構想されています。データ基盤の土台を、（職業）科学者コミュニティに閉じたものとせず、公共図書館であれば地方公共団体に、NDLであれば日本全国、あるいは世界に読み替えてモデルを構想し、生成AIとともに新たな知識や価値を生み出す仕掛けを作ってゆくことを期待しています。



林 和弘氏

オープンサイエンスの潮流からみた 国立国会図書館の可能性

林 和弘
文部科学省 科学技術・学術政策研究所
日本学術会議連携会員
INFOSTA（情報科学技術協会）副会長
2024年11月6日
図書館総合展2024

※当日の発表スライドは、以下のURL、QRコードからご覧いただけます。

<https://www.ndl.go.jp/jp/event/events/forum03-2.pdf>



パネルディスカッション



パネルディスカッションの様子。左から、倉田館長、根本東京大学名誉教授、林文部科学省科学技術・学術政策研究所データ解析政策研究室長、大場利用者サービス部長。

倉田 まず、出版物を含めた知識基盤

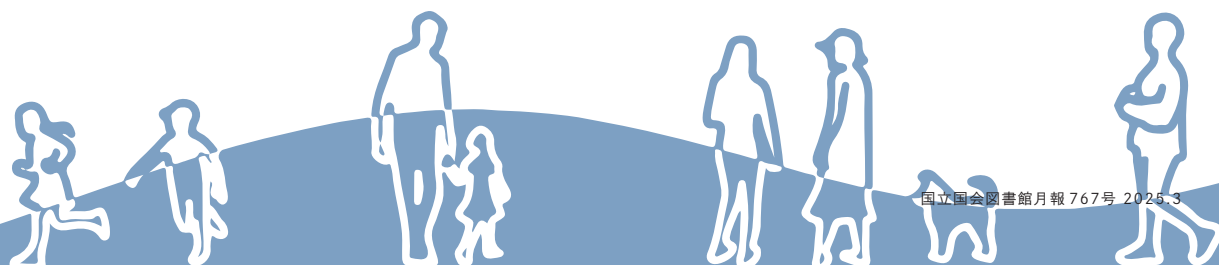
を構成する対象について議論したいと思います。NDLはこれまで日本で刊行された紙の出版物を基本的な対象としてきました。現在ではこれでは足りないことが明らかになっていますが、対象を広げる際の優先順位が問題になるかと思っています。

根本 NDLは最後の砦として網羅的な収集をすることが求められるかもしれませんが、対象を広げる際は、質と量のバランスが重要になります。これまで（紙の出版物の）網羅的な収集を行ってきた目的には、ナショナルレベルの生産物の全体像を参照できるツールを提供することがあったと思います。この範囲を広げてゆく際に、例えばインターネット資料であれば、ネット小説やオンラインニュースなどが想定されますが、集めたものをどのように参照してもらうようにするかということが問題になります。メタデータを付すことも一つのあり方ですが、（テーマ

に応じた調べ方に沿って資料を紹介した）リサーチ・ナビのような形もあり得ると思います。現在は手作業で出力を行っていると思いますが、ここにAIを活用できるか検討してもよいと思います。

林 これからの5年というスパンでは、現在進行中の紙資料のデジタル化がさらに進展すると考えられ、ここを手堅くやってゆくことがNDLの大きな役目であると考えています。一方で、他の図書館やコミュニティなどに目を向けると、様々な挑戦的な取組を行っています。将来的にそのような取組の継続性という問題が出てきた際に、NDLが拾い上げるということも期待しています。挑戦的な取組の全てをNDLが引き受けるわけにもいかないのが、重要な取組を選別する「センサー」が大事になってくると思います。

大場 インターネット上の資料については、整備した電子書籍・電子雑誌の収集制度の定着を目指す途上にあり、ネット小説などまでは手が回っていま



せん。実は、NDLも平成17年に「セドメイン」のインターネット情報を広く収集することを目指していたのですが、社会的合意が得られず制度化に至りませんでした。その反省も踏まえ、まずは実績を積み上げることが求められていると考えています。リサーチ・ナビは、御指摘のとおり手作業により

ますが、今後は、人が切り開いて整備したものでもAIに学習させて、パターン化できる部分はAIに任せることも考えられるかもしれません。挑戦的な取組については、NDLラボが挙げられます。NDLラボでは開発したプログラムをオープンソースで公開し、外部の研究者などの方からいただいたフィードバックをもとに改善をしています。

「センサー」については、組織の外の接点を上手に構築しながら、図書館総合展のような場も活用して様々な御意見をうかがいながら取り組んでゆきたいと考えています。

倉田 NDLは大きな組織であり、結果として強い影響力を持つので、挑戦的な試みよりも堅実な取組を行う傾向にあります。しかし、デジタル化の進

展を踏まえると、従来の紙資料に対する活動との整合性にも留意しながら、挑戦的な試みにも取り組んでいかなければなりません。学術情報流通への取組は、その研究を行ってきた身としては、弱いと感じていますが、学術研究機関とは異なるという立場を踏まえる必要があります。

インターネット情報についての議論も出ましたが、WARP（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業）で大量に蓄積された情報の全てにメタデータを付けることは現実的ではありません。生成AIをどのように活用できるのか、サービスにどう結び付けるのか、検討している状況です。そこで、次は利用者に向けたサービスとしてどのような方向性が考えられるか、議論していただきたいと思います。

根本 学術研究は、始まった当初は市民が主体となっていました。だんだんと特殊な人たちの仕事になってゆきました。デジタル化の進展で生じた、学術をもう一度市民の手に取り戻そうという動きがシチズンサイエンスであると考えられます。シチズンサイエンスといえば、（学校教育の）

「ナショナルカリキュラム」である学習指導要領において「探究学習」が柱の一つとなっています。「探究」というと学校で学術研究を行わせるような印象がありますが、本来はそうではなく、身近な素材や関心からスタートしてどこかで学術研究につながるものではないか、教えるべきは論文の書き方などではないかと考えています。

シチズンサイエンスを支える基盤としては、国立国会図書館デジタルコレクションもあります。学校図書館や公共図書館が非常に重要です。NDLには、他の機関と連携しながら他の館種やコミュニティにまで広げてゆく「お膳立て」をしてもらいたいと考えています。

林 現代では、情報の第一の利用者が機械やAIであるということを認識した上で、人間向けのサービスを設計し直すことが喫緊の課題です。理工系と比べデジタル化が遅れていた人文科学や社会科学が、ICT、データサイエンス、AIによって大きく変わろうとしています。それを支える情報インフラとしてのNDLが果たす役割は大きく、中でも挑戦的な取組を続けている

NDLラボから人文科学や社会科学の新しい姿が生まれてくるのではないかと、その姿が新たなサービスを考えるヒントになるのではないかと思います。シチズンサイエンスの観点では、多くの人が協働しそれをまとめて知識生産を行う活動の中で、NDLが整備している情報インフラが、AIと共に役立つこともあるのではないかと感じています。

大場 様々な図書館が様々な取組をしている中で、NDLのサービスがどのようなあるべきかという問題提起をいただきました。例えば現在、個人向けデジタル化資料送信サービスを行っています。満18歳以上を登録資格とする利用者登録が必要なため、サービス対象が限られています。しかし、図書館向け送信サービスであれば年齢制限なく利用できます。これが一つのヒントになるのではないかと思います。多くの人が協働で調査研究を行う活動の中でNDLのサービスを生かす形として、全国の図書館と連携し、NDLのサービスも組み入れながら調べ、学ぶことの楽しさを体験していただく機会が設けられればよいと感じました。



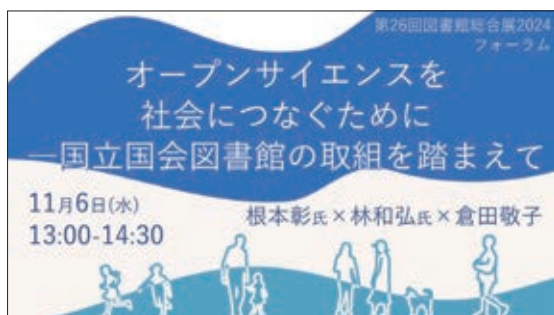
NDLラボについては、高評価をいただきありがたいですが、まだプレイクスルーができていないわけではないと考えています。現在も行っているデジタル人文学の研究者の方との連携から事例を積み重ね、成果を広く還元してゆければと考えています。

倉田 これまでの議論をうかがって、NDLがこれまで納本図書館として集めてきた出版物に加え、新しいメデイ

アも資料として取り込んでいこうとしています。収集した資料を循環させるために、単なるメタデータの整備を超えて何ができるのかが問われていると感じました。リアルな「場」という点では、外の研究者だけでなく場合によつては利用者とも協働するサロンのようなものができるとよいと思いますし、また、来館サービスも再考しなければならぬと考えています。

根本 ここまでのNDLの所蔵資料デジタル化への取組は評価しています。ただし、デジタル化資料の全文テキストデータについては、現在行われている検索サービス以外にも様々な用途が考えられるので、文化面でのナショナルセキュリティにも配慮しつつ、課題を解決していくよう期待しています。

林 NDLは、アレクサンドリア図書館の「ネオDX」を実現できるのではと考えています。ヘレニズム文化を支えたアレクサンドリア図書館に全ての知が集まっていたように、NDLには、デジタル化社会における知のネットワークの中核としての役割を期待します。

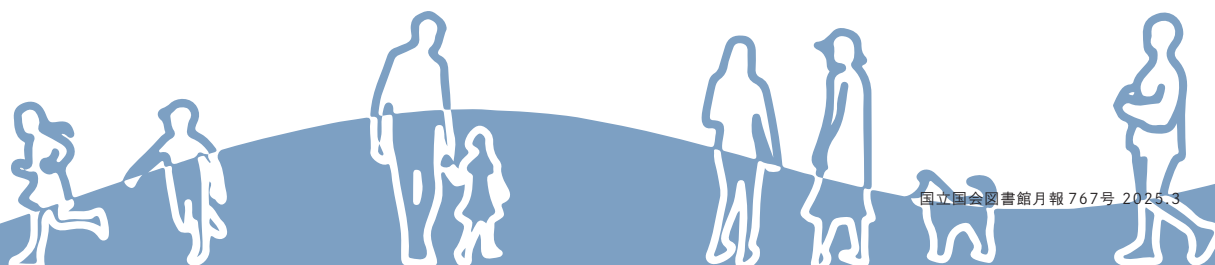


フォーラム当日の様子は、国立国会図書館公式YouTubeチャンネルで公開しています。以下のURL、QRコードからご覧いただけます。

<https://www.youtube.com/watch?v=hgo7jNB8QOI>



NDLでは、令和3年度からの5年間を期間とした「第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画」の下で、様々なデジタル関連事業を推進しています。現在は、第六期基本計画に向けた検討にも着手しており、本フォーラムでの議論も取り込んでまいります。



「エラーメッセージが出て、起動できませんでした。」と報告を受け、古いディスクを受け取る。1997年発行のCD-ROMで、パッケージには「動作環境：Windows 3.1/95」とある。通常使用するWindows 10の端末はもちろん、Windows XPの端末でも起動できなかったとのこと。このような資料の起動方法を探るのも音楽映像資料課の業務の一つである。今回の様なパターンでは、昭和のおじさん（私）であることが有利に働くことがある。スマホは使いこなせなくても、散々使ってきたWindows XPであればそれなりに使えるのだ。

まずは通常の端末での起動を試みる。色々やってみるが、やはり起動できない。次にWindows XPの端末で起動を試みる。報告のとおり、エラーメッセージが表示され、そこから先には進めない。メッセージは「最低3MBの使用可能な仮想記憶が必要です」という内容で、初めて見るものだ。仮想メモリ絡みの事と考え、端末の設定を確認するが、仮想メモリも物理メモリも十分な数値である。当てが外れた。昭和生まれのアドバンテージなど初めから存在しなかったのだ。

かくなる上は、「ネットで検索」だ。現代におい

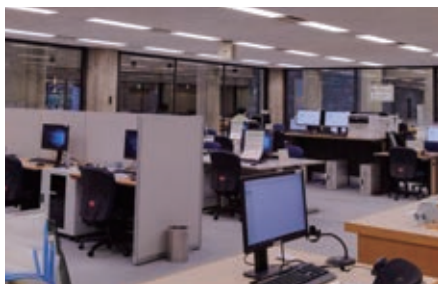
ては、昭和のおじさんこそ調べものの連続である。フリック入力を使いこなせなくても、散々使ってきたキーボードであればそれなりに使えるのだ。

エラーの原因はあっさり見つかった。発行当時のパソコンのメモリ容量として想定されている設定範囲よりも、近年のパソコンのメモリ容量がはるかに大きくなったために起きる不具合であった。解決法も確認でき、資料は見事、Windows XP上で復活を遂げた。さらに、誰もが起動できるようマニュアルを作成し、資料とひと組にして書庫に戻しておく。これにて一件落着である。

今回は上手くいったが、すでに起動できなくなってしまった資料、近い将来起動できなくなると思われる資料は少なくない。デジタルの進化に取り残されているのは、昭和のおじさんよりも、平成のCD-ROMの方が深刻なのである。このような資料をどのように保管し、利用環境を維持し、令和生まれに継承するか。それを試行錯誤していくのも、昭和のおじさん、もとい音楽映像資料課の業務の一つである。

（音楽映像資料課 テヅルモヅル）

100年後も 読みたいんです

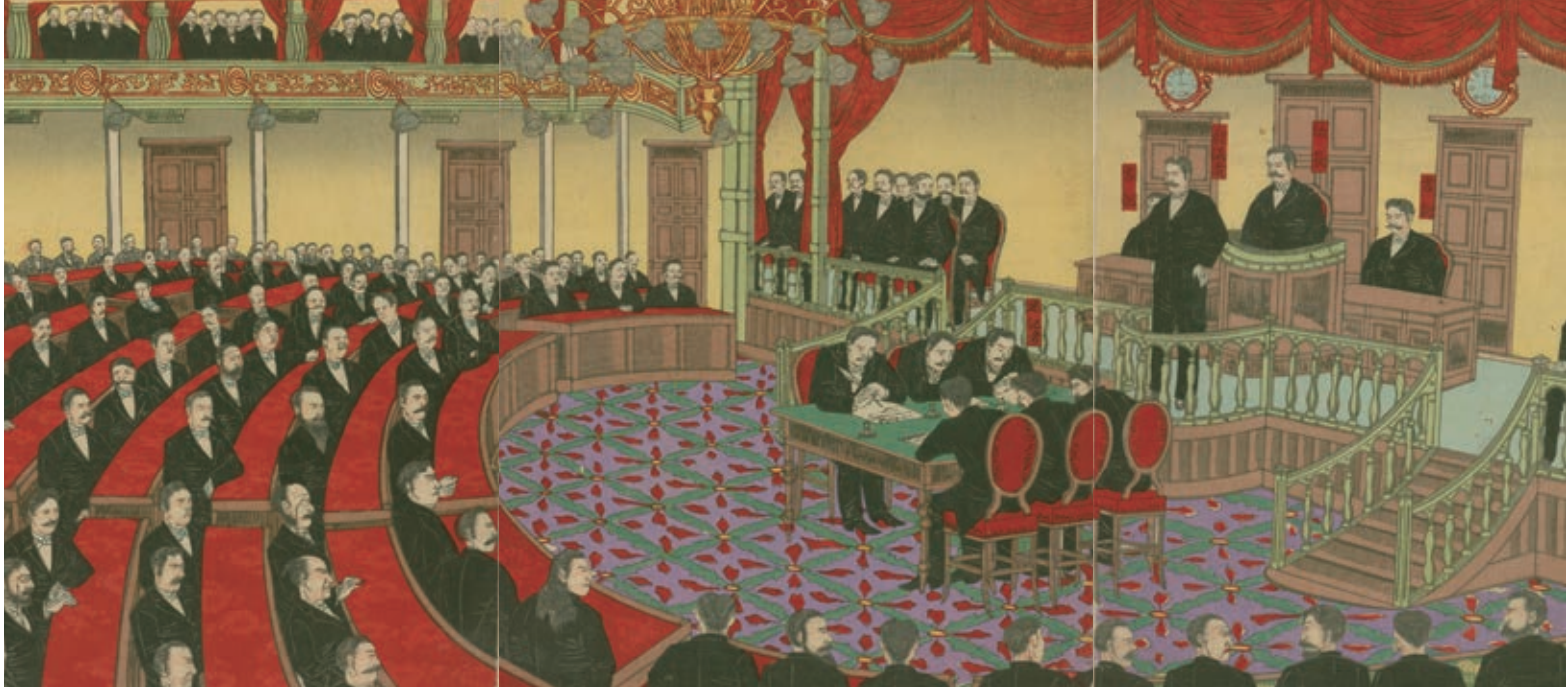


（左）職員から見た音楽・映像資料室。



（右）古い資料の再生用にWindows XP端末を確保してある。





国立国会図書館デジタルコレクションで よみがえる帝国議会 —「帝国議会資料」を大幅拡充

令和7年2月25日、国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/>）に貴族院・衆議院が発行した帝国議会の議事資料や出版物を大幅に追加しました。これまでも帝国議会の議事資料や出版物約900点を提供していましたが、今回新規に約2,200点を追加しました。また、国立国会図書館デジタルコレクションのトップページに新たに「帝国議会資料」コレクションを作成して専用の詳細検索画面を設けました（p.15 参照）。

帝国議会の議事資料や出版物には、国立国会図書館が未所蔵のものが多くあり、令和元年から数年かけて、改めて当館の所蔵状況の調査を行いました。当館に所蔵がない又は欠ページがあるなど不完全な資料については、衆議院・参議院の両事務局に、所蔵調査の協力を依頼し、貴重な資料をお借りしてデジタル化をすることになりました。まず、衆議院事務局からお借りしてデジタル化を進めています。それらは数にして、今回追加した約2,200点のうち、約1,000点にのぼり、当館の未所蔵分を大幅に補うことができました。

これらの議事資料と出版物は、国立国会図書館デジタルコレクションでインターネット公開されています。帝国議会の議事速記録を提供する「帝国議会会議録検索システム」^{*1}とあわせて、ぜひご利用ください。

なお、今回の追加提供によって帝国議会の全ての議事資料と出版物のデジタル化と公開が完了したわけではありません。今後も衆議院・参議院の両事務局の協力を得てデジタル化作業を進め、「帝国議会資料」コレクションに追加していく予定です^{*2}。

この記事では、「帝国議会資料」コレクションに含まれる主な資料として、法律案、予算・決算、質問、請願、公報、上奏と建議、議事録、要覧を取り上げ、それぞれの特徴を資料の画像とともにご紹介します。

^{*1} 帝国議会会議録検索システム（<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>）は、令和6年8月に全期間の議事速記録の全文テキストデータを公開しました。

詳細は、次の本誌記事参照のこと。「テキストで読める！さがせる！ 帝国議会会議録検索システム、全期間の本文テキストを公開」『国立国会図書館月報』764号（2024年12月）pp.7-17
<https://dl.ndl.go.jp/pid/13834998>

^{*2} 予算各目明細書の一部などを、今後提供する予定です。

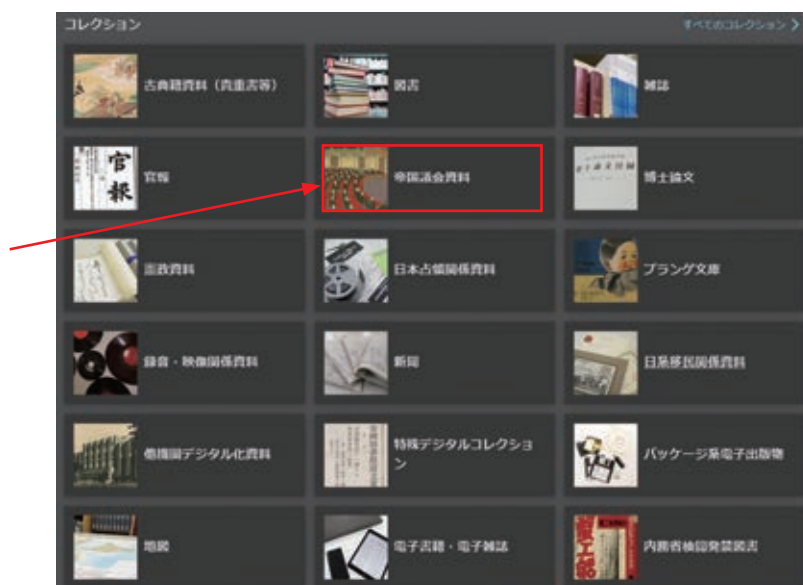
（調査及び立法考査局 議会官庁資料課）

「帝国議会資料」コレクションの検索について

国立国会図書館デジタルコレクションに「帝国議会資料」というコレクションを新設し、専用の詳細検索画面を用意しました。タイトルのほか、回次、院名、資料種別等で検索、絞り込みが可能です。

資料種別と種別ごとの主な資料

資料種別	主な資料
議案	
法律案	政府提出法律案（政法）（→p.16参照）、衆議院議員提出法律案（衆法）
予算	予算案（→p.17参照）、予算明細書、予算参考書
決算	決算、国有財産増減総計算書
その他議案	上奏、建議（→p.19参照）、承諾案（緊急勅令・予備金支出）
質問	質問（→p.17参照）
請願	請願文書表（→p.18参照）、請願報告
便覧	貴族院要覧、衆議院要覧（→p.21参照）、衆議院議員総選挙一覧
先例集	貴族院先例録、衆議院先例彙纂
公報・報告	貴族院彙報、衆議院公報（→p.19参照）、貴族院事務局報告、衆議院報告
会議録	貴族院議事録、衆議院議事録（→p.20参照）
その他	各国議院法規、新法律の要旨



国立国会図書館デジタルコレクションのコレクション一覧

詳細検索画面

法律案

帝国議会では、政府と両院（貴族院・衆議院）が法律案を提出できました。ただ、帝国議会の議決のみでは法律は成立しませんでした。現在の国会と異なり、大日本帝国憲法では立法権は天皇に属し、帝国議会はその行使に協賛する機関のため、法律が成立するためには天皇の裁可が必要でした。

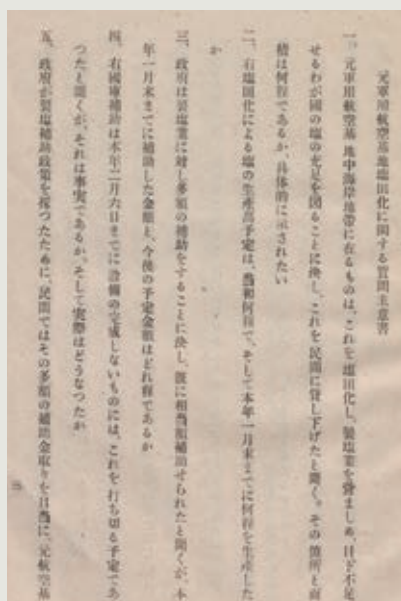
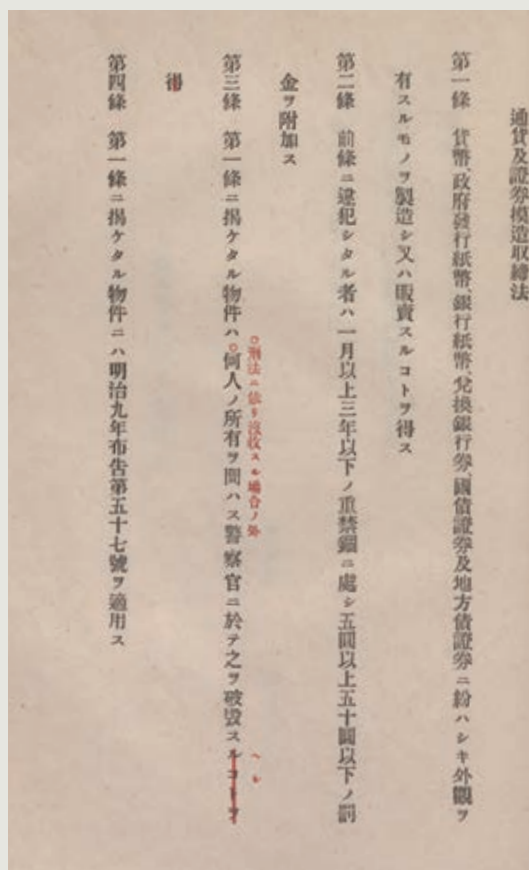
今回追加した法律案の資料は主に、政府提出（政法）と衆議院議員提出（衆法）のものです。法律案本文のほか、提出文書、委員会報告書、議事経過、回付案などが綴じられていることがありますが、回次や法律案によって収録内容は異なります。

■帝国議会の審議を経た現在有効な法律の法律案で最も古いもの

帝国議会の開設以降に公布された法律で現在有効なものの中で最も古いものは、通貨及証券模造取締法（明治28年法律第28号）^{*1}です。内容は貨幣や紙幣、国債などの偽造を禁止するものです。この法律案は第8回帝国議会（明治27（1894）年12月開会）において、政府から提出されました。今回デジタル化したものは貴族院での議決後に衆議院へ送付されたものです。先に審議された貴族院で修正があったため、画像を見るとその内容が赤色で印字されていることが確認できます。なお、罰則は重禁錮^{*2}と罰金の両方となっており、罰金の金額は制定時から令和4年まで改正されず「五円以上五十円以下」でしたが、令和4年に重禁錮と罰金から拘禁刑へ改正（令和7年6月1日施行）され罰金はなくなりました。

- *1 日本法令索引 (<https://hourei.ndl.go.jp/>) での検索結果です（令和6年12月23日確認）。
- *2 当時の刑法（明治13年太政官第36号布告）に規定されていた刑の1つです。

『法律案 政府提出 第8回帝国議会』
<https://dl.ndl.go.jp/pid/14048939/1/134>



『衆議院 上奏案、建議案、決議案、暫定衆議院規則案、動議、質問 第92回帝国議会』
<https://dl.ndl.go.jp/pid/14048942/1/252>
<https://dl.ndl.go.jp/pid/14048942/1/253>

予算・決算

帝国議会において予算案は、現在の国会と同様、衆議院に先に提出されました。提出されると直ちに予算委員会に付託ののち審査され、同委員会の報告をまって本会議に付されました。予算は両院での議決の後、法律案と同様に天皇の裁可を経て成立し、公布されました。

また、決算は政府から貴族院、衆議院に提出され、各院において審査されました。

■国会議事堂の建築経費

現在の国会議事堂の建築費は、第 40 回帝国議會（大正 6（1917）年 12 月開会）に提出された大正 7（1918）年度予算の中で、初年度に議院建築費 31 万円、総額 750 万円の 10 年間の継続費として計上され、認められました。その後、建築設計競技を経て大正 9（1920）年に着工しましたが、関東大震災などのため建築に約 17 年を要し、完成は昭和 11（1936）年になりました。

[illegible]

『予算明細書 大正7年度 第40回帝国議会』
<https://dl.ndl.go.jp/pid/14048940/1/94>

一 金參拾五萬貳千圓	門 司 稅 關 設 備 費
但シ總額六拾壹萬參千圓ニシテ大正八年度ニ互ル繼續費ナリ	
一 金參拾壹萬圓	議 院 建 築 費
但シ總額七百五拾萬圓ニシテ大正七年度以降十箇年度間ノ繼續費ナリ	
一 金貳拾參萬貳千九百參拾貳圓	專賣局東京試驗場新營費
一 金五拾萬圓	專賣局倉庫新營費
一 金參拾萬圓	田 地 價 調 査 費
但シ總額九拾參萬五千四百參圓ニシテ大正七年度以降二箇年度間ノ繼續費ナリ	
一 金九萬四千八百拾四圓	國 勢 調 査 費
但シ總額貳百拾五萬參千參百貳拾圓ニシテ大正七年度以降八箇年度間ノ繼續費ナリ	

『予算案 大正 7 年度、予算追加案 大正 6 年度・
7 年度 第 40 回帝国議会』
<https://dl.ndl.go.jp/pid/14048941/1/19>

質問

帝国議会でも議員は文書（質問主意書）で政府に対して質問することができましたが、そのためには 30 人以上の議員の賛成者が必要でした。なお、現在の国会では質問の賛成者は不要になりました。

■帝国議会衆議院の最後の質問主意書

右の資料は、第 92 回帝国議會（昭和 21（1946）年 12 月開会）で提出された帝国議會衆議院の最後の質問主意書「元軍用航空基地塩田化に関する質問主意書」です。提出者の後に賛成者の名があります。答弁書は『衆議院議事速記録』第 92 回帝国議會 第 30 号（昭和 22 年 3 月 29 日）に質問主意書と共に掲載されています*1。

*1 <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=009213242X03019470329>

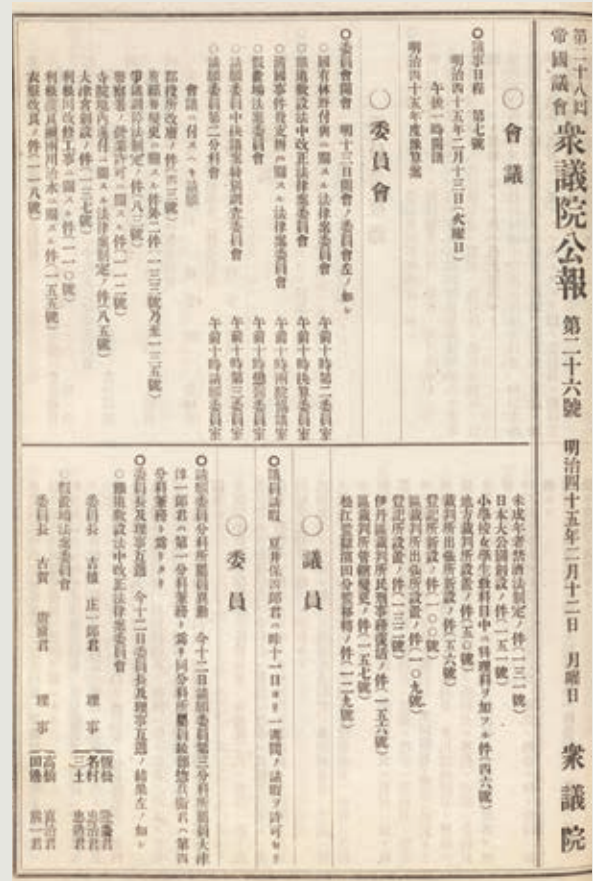
公報

帝国議会では、第 14 回帝国議会（明治 32（1899）年 11 月開会）から『衆議院公報』が、第 25 回帝国議会（明治 41（1908）年 12 月開会）から『貴族院彙報』が発行されました。おおよそ開会から閉会までの休日を除く毎日発行されました。その内容は、本会議や委員会の開会予定や経過、受領した議案や配付資料の一覧などです。

■議事日程

この画像は第 28 回帝国議会（明治 44（1911）年 12 月開会）の衆議院公報（第 26 号／明治 45（1912）年 2 月 12 日）の最初のページです。「会議」とあるのは本会議の、その次の「委員会」は委員会の日程で、開催の日時、案件が掲載されています。帝国議会では法律案ごとに委員会を設置する^{*1}方法でした。例えばこの画像のページでは国有林野付与ニ関スル法律案委員会、鉄道敷設法中改正法律案委員会などが掲載されています。

- *1 現在の国会では一定の所管事項をもつ常任委員会に法律案が付託されるのに対し、帝国議会は、法律案審議においては回次ごとに法律案名を冠する委員会が設置されました。なお、関係法律案はまとめて一つの委員会で審査することもありました。



『帝国議会衆議院公報 第 28,29 回』(第 28 回 第 26 号)
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1337390/1/90>

上奏と建議

上奏とは、貴族院、衆議院の各議院がその意見を直接、天皇に対して申し上げることです。内容は儀礼上の上奏と政治上の上奏とがありました。儀礼上の上奏は、各回次の開院式における勅語への奉答文などで、政治上の上奏は国務大臣を弾劾するものなどでした。上奏を採用するかどうかは天皇の判断にゆだねられていました。

建議とは、貴族院と衆議院の各議院がその意見を政府に対して表明し、採用を求める制度のことです。その内容は、法律に関するものと法律以外の事項に関するものがありました。法律に関する建議とは、法律の制定・改廃を政府に要望するものです。法律以外の事項に関する建議は、政府の職権に属する事項であれば提出することができました。

■鉄道建設等の建議

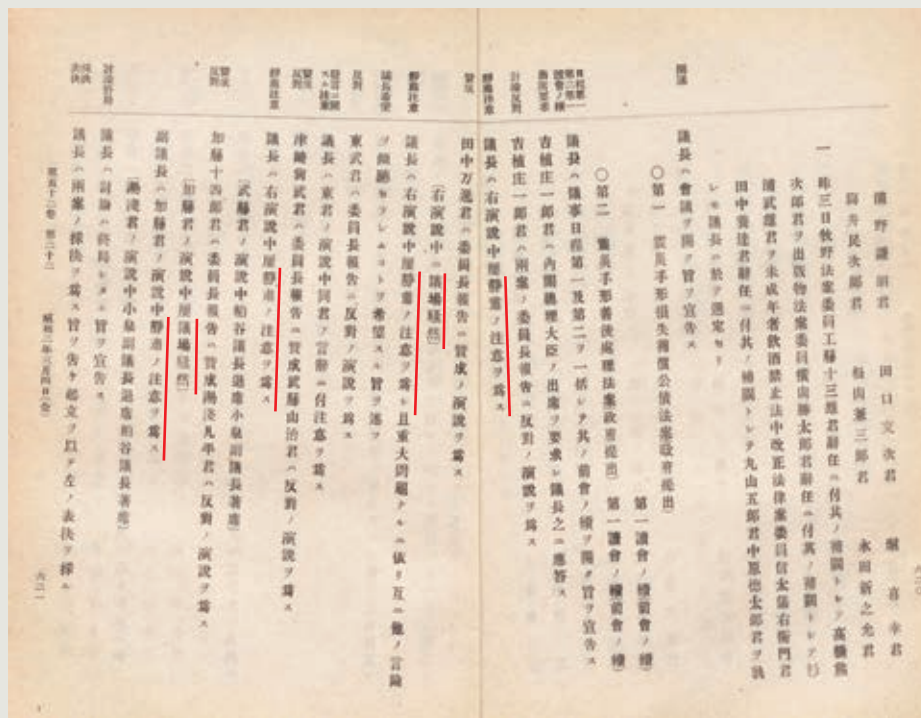
たびたび提起された建議案に、鉄道に関するものがありました。例えば、第 40 回帝国議会（大正 6（1917）年 12 月開会）で衆議院に提出された 58 件の建議案のうち、24 件が鉄道に係るものです。右の資料は、そのうちの、碓氷峠の鉄道の輸送力と安全性の向上を求める建議案「信越線碓氷鉄道改良ニ関スル建議案」です。この建議案は信越線碓氷鉄道改良ニ関スル建議案委員会の審査を経て、大正 7（1918）年 3 月 26 日に本会議で可決され、政府に送付されました。

議事録

帝国議会の「議事録」とは、本会議の議事等の要点を記録したものであり、発言を逐語的に記録した「議事速記録」とは異なります。議事録に掲載されるのは、会議の日時、出席者、議題、表決等の要点です。議事録の作成は、議院法（明治22年法律第2号）により書記官の任務とされており、その保存版は議長の署名が必要とされ、正式な記録であったと言えます。なお、当館が公開しているものは保存版ではなく、貴族院・衆議院の事務局から配付された版です。

■白熱する法案審議

第52回帝国議会（昭和元（1926）年12月開会）の重要法案には、震災手形損失補償公債法案、震災手形善後処理法案などがありました。ここで紹介しているのは、両案の第一読会^{*1}の続き（2日目／昭和2（1927）年3月4日）の冒頭部分です。党派間の対立が激しく議事が混乱したようで、何回も「議場騒然」「静粛ノ注意ヲ為ス」と記録されています。議事録では会議の開始から第一読会の採決までが2頁で記録されていますが、これが議事速記録では各議員の演説が長いと22頁^{*2}に及んでいます。



『衆議院議事録 第52巻 第1-33』(第22)
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1351805/1/396>

*1 法律案の審議には、現在と異なり「三読会制」と呼ばれる仕組みが採用されていました。本会議の第一読会では、法案の基本的内容が審議され（詳細な審査は委員会に付託）、第二読会の開催採否が決せられます。第二読会では、逐条審議と修正案作成、第三読会で院議が確定しました。ただし、回を追うにつれ次第に重要法案以外では正式な三読会の手順を踏むことは少くなりました。なお、読会という言葉は、議案を印刷配付せず、会議で朗読したことから生まれたと言われています。

*2 『衆議院議事速記録』第52回帝国議会 第21号（昭和2（1927）年3月4日）
<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=005213242X02119270304>

要覧

要覧は、貴族院と衆議院でそれぞれ発行された判型の小さい冊子です。関係法令や議案の件名表、議事堂についてなど議員に参考となる情報が収録されているほか、議員の氏名や略歴も掲載されています。要覧が複数冊のセット組みで刊行された場合は、最後の冊に議員情報が掲載されています。

■議員の経歴と肖像写真

当館が所蔵する最も古い『衆議院要覧』は明治 30(1897)年 11 月のものですが、この版には「現任議員ノ履歴」があります。ここで紹介するのは大正元(1912)年 12 月改訂のものです。この頃から、「議員履歴」に肖像写真が掲載されるようになりました。なお、この見開きの右端の写真はのちに首相を務めることとなる犬養毅です。



『衆議院要覧』(大正元年 12 月改訂)
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1337692/1/140>

<参考文献>

- ・衆議院, 参議院 編『議会制度百年史』議会制度編, [衆議院], 1990 <https://dl.ndl.go.jp/pid/9673683>
- ・大山英久「帝国議会の運営と会議録をめぐる」『レファレンス』652, 国立国会図書館, 2005.5 <https://dl.ndl.go.jp/pid/999894>
- ・葦名ふみ「帝国議会衆議院における建議と請願 政府への意見伝達手段として」『レファレンス』718, 国立国会図書館, 2010.11 <https://dl.ndl.go.jp/pid/3050307>
- ・葦名ふみ「政治家の個人文書を使う(第2部) 政治家の個人文書と帝国議会の審議経過 度量衡問題の調査の事例から」『参考書誌研究』78, 国立国会図書館, 2016.12 <https://dl.ndl.go.jp/pid/10958308>

[p.14 上部の錦絵出典]

楊齋延一 画「帝國議會衆議院之圖」第2期, 永松作五郎, 1891 <https://dl.ndl.go.jp/pid/2542874>

「近現代日本の議会傍聴」で 国立国会図書館資料を いかに活用したか。

末木 孝典

SUEKI Takanori

慶應義塾高等学校教諭

1977年生まれ。2004年慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。博士（法学）。専門は日本政治史。単著に『選挙干渉と立憲政治』（慶應義塾大学出版会、2018年）、『近代日本の政治を研究する（講演録）アングルとプロセス』（合同会社Dの3行目、2020年）、共著書に『政務調査会と日本の政党政治』（吉田書店、2024年）

論文「近現代日本の議会傍聴」をはじめ、議会や選挙についての論者を発表されてきた末木孝典さんに、ご自身の研究の歩みの中で、当館の所蔵資料をどのように使ってきたかを具体的に紹介していただきました。



写真1 『年報政治学』2021-I（日本政治学会編，筑摩書房，2021）の表紙。

はじめに

私は政治学を専門として公民分野を担当する高校教員であり、また、研究者として主に明治期の選挙や議会政治を研究してきた。2021年には「近現代日本の議会傍聴―帝国議会開設から現在まで」（『年報政治学』2021-I、以下「議会傍聴」論文）を発表した（写真1）。これは、明治期から現代までの議会政治130年をたどった論文であり、扱う対象の時間軸の長さに大そ

れた「暴挙」に近い感覚があったが思い切って書いたものである。

傍聴といえば、裁判傍聴の方が人口に膾炙しているだろう。議会傍聴の方は、論文を投稿した際の査読意見でその意義を明らかにするように求められたように、政治学者からみてもその意義は自明ではない。つまり研究として未開拓の領域であり、肥沃ではないかもしれないが誰も足を踏み入っていないまっさらな土地に、私がその第

一步を踏み出したものようである。その点がある機会に諸外国の研究動向に詳しい政治学者に尋ねたところ、諸外国でも議会傍聴をテーマとする研究は見たことがないというから、もしかしたら世界で私だけが踏み出した領域なのかもしれない。今のところ周りに人はおらず、後ろを振り返っても誰もついてきていない状態である。

その点では、この機会にどのようにして論文を書くに至ったのか、調査研究の過程でどのような資料を用いたのかについて書き残しておくことにも後進の方に何らかの意味があるかもしれない。特に国立国会図書館所蔵資料の内容紹介も兼ねることで、今後の議会研究の進展に少しでも寄与することを願っている。

論文執筆にいたる経緯

大学院の博士課程では明治25（1892）年の第2回衆議院議員選挙の際に起きた選挙干渉事件を研究テーマに選び、博士論文提出を目指していた。高校教員として就職した後も研究を続け、ほぼ内容が固まった段階までこぎつけた後、諸事情から博士論文の提出・審査までには時間がかかることになり、その待っている間に博論後の研究

を先行して進めていくことにした。その一つが、明治期の人々の政治参加意識がどのようなものだったのかというテーマだった。

「初期議会期における市民の政治参加と政治意識―議会観、議員観を中心として―」（『近代日本研究』30、2014年2月、以下「市民の政治参加と政治意識」論文）では、政治意識が急速に高まった明治中期の市民を取り上げた。その際、人々の政治意識というものは、どのような数字を使えば測れるのかという課題に直面した。従来の歴史研究では計量的なアプローチは好まれておらず、政治史で言えば政治家の書簡などをもとにした重要局面の内幕を叙述することが主流であり、それこそが歴史研究の醍醐味ととらえられてきたといえるだろう。しかし、歴史といえども数字で立証できる要素はあるはずである。現に経済史では経済指標を用いて研究するのは当然のことであるし、すでに政治学でも計量分析が主流となってきたことを考えると、歴史研究だから数字を扱わないという姿勢では立証できる範囲を自ら狭めてしまうことになる。

その点は、ほぼ同時期に取り組んでいた

最初の衆議院の選挙制度における選挙区人口について新資料をもとに明らかにした「明治期小選挙区制における選挙区割り」と選挙区人口―明治22年衆議院議員選挙法と未成案をめぐって―」（『選挙研究』30、1、2014年7月、以下「選挙区人口」論文）も同じ課題に直面していた。ただし、こちらは大学院生時代に選挙をテーマに広く文書を渉猟するなかで、「三条家文書」（国立国会図書館憲政資料室蔵）に選挙法の草案が含まれており、そこに筆書きで選挙区ごとの人口が書き込まれていることを発見し、いずれ論文にできたらと構想を温めてきたものであったため、資料をその時点で新たに探すことはなかった。

さて、「市民の政治参加と政治意識」論文では、飯塚一幸氏の「初期議会と民党」（明治維新史学会編『講座明治維新5・立憲制と帝国への道』有志舎、2012年）から、帝国議会が開かれると、地方の人々は、お金を出し合って代表団を東京の議会傍聴に送り込み、勝手がわからない代表団は議員の紹介を受けるときに苦勞したり、戻ってきた代表団が地元の人々に報告していたという当時の様子を克明に描き出したことにヒントを見出し、政治参加への意欲や政治



写真2 議会開設当初の帝国議会議事堂
貴族院本会議場の傍聴席『帝国議会議事堂建築報告書』
〔本編〕, 宮繕管財局, 1938
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1686702/1/15>

意識が向上していったことを示すデータとして傍聴者数が使えるのではないかと気づくに至った（傍聴以外には請願の状況も）。そして、その論文では公衆席の傍聴者数を示すこととなった。しかし、比較対象がなければその数字が政治意識の高まりを意味する材料としては弱いことも感じていたため、意識の高まりを示す他の材料を探し始めた。その結果、議会報告で守衛が傍聴者に対してどのような注意をしたのかという統計にたどり着いた。傍聴券の偽造など今では考えられない行為が行われ、何としても議会傍聴をしようと悪戦苦闘する市民の姿を描くことができたのであった。そのとき、いずれ戦後の数字まで集められたら

明治期の数字が多いのか少ないのか明らかにできると思ったが、その時は時間の制約もあり、長期間のデータを集めるにはどうしたらよいかわからず、ひとまずアイディアとして寝かしておくことにした。

その後、博士論文も無事に提出でき、次の研究テーマに進む段階がきた。明治期の選挙は引き続きテーマとするつもりであったが、議会政治の出身については驚くほど研究が少なく、個別政策の研究で速記録が使われる程度であることを知り、議会政治が130年を超える歴史をもつ国でありながら、その足跡をたどることが容易ではない状況を変えたいと思うに至った。その手がかりとして、それまで寝かしていた議会傍聴を「起こす」ことにした。葦名ふみ氏が『国会会議録―前史―帝国議会 議事録・委員会 会議録・速記録・決議録の成立と展開―』（『レファレンス』63・1, 2013年1月）で明らかにしたように、議会研究のもととなる速記録の整備は他国に比べても引けをとらない保存状況がある。しかし、その他の議会資料は早い時期に失火で焼失しており、速記録以外の資料が限られているのは確かである。研究者としては幅広く

他の公文書・私文書に含まれている議会関係資料を探す努力を続けなければならないが、同時に、研究を形にするためには現存している資料からでも明らかにできる論点を考えることを怠ってはいけなさと感じている。言い換えれば、資料がないことを研究が進まない言い訳にはできないということである。

そして、次の「明治期議院規則における傍聴規定の成立過程―選挙権なき女性の政治参加を論点として―」（『年報政治学』120201、以下「傍聴規定」論文）では、最初の議院規則の傍聴規定を取り上げ、その成立過程を追った。これは國學院大学所蔵「梧陰文庫井上毅文書」に残る^{おびた}夥しい数の法令の草案の中に議院規則の草案も含まれていたことでその変遷を追うことができた論文である。草案を活用するという点では「選挙区人口」論文と同じ手法であり、傍聴に関する様々な規制の起源を探るという点では「市民の政治参加と政治意識」論文の続きにあたる。

副題で示した通り、私自身の問題関心としては、選挙権が認められなかった女性がなぜ最初から議会傍聴が可能だったのか、

という疑問について答えを出したかった。同論文の提出後、2019年9月に前田健太郎『女性のいない民主主義』（岩波新書）が出版されており、おそらく執筆時期がほとんど同時期だっただろうと思われる。つまり男性研究者の目から見ても、日本の政治および政治学が他国に比べてはるかに長期間にわたって女性の存在を排除してきたことへの疑問が湧いてくる状況にあったのだらうと思う。

私の論文の結論は、女性が傍聴可能になった要因として女性団体の異議申し立てがあったことよりも、議院規則の作成について事務局内で議会が関与できない勅令方式か、議会が自ら制定する仮規則方式かで意見対立があり、結局、議会の自律性を尊重する仮規則方式を採用したことで議会自体が関与する余地が残ったことを強調するものとなった。もちろん議会に対する女性団体の意思表示が、議会で規則から女性傍聴禁止条項を削除した動きに作用したことは言うまでもない。

明治期の議会開設前後から議会の自律性を重要視する人々が一定数いたことは、すでに「第一回衆議院議員選挙の当選者をめ

ぐる訴訟・逮捕事件と議院の自律性―議員資格審査と不逮捕特権を中心に―」（『近代日本研究』34、2018年2月）で触れていた。「傍聴規定」論文自体では字数の制約もあり明文化はできなかったが、その系譜を念頭においた研究でもあった。さらにいえば、博士論文で扱った明治25年の選挙干渉を調べた際に、いくら自由民権運動を経たとはいえず、政府からの掣肘（せいぢう）を退けようと立ち上がる人々の決然とした態度の背景には何があったのかという疑問から継続していた問題関心ともいえる。

実は、当初「傍聴規定」論文はその後の「議会傍聴」論文と合わせた一つの論文「近代日本の議会傍聴の実態と課題―戦前と戦後の連続性に着目して―」として執筆していた。調査を進める中で初期の規定部分の分量が増えてしまい、バランスを欠いた状態になったことで、その部分を切り離したという経緯があった。

「議会傍聴」論文

そして、切り離して残った「議会傍聴」論文の方の課題は、これまで用いてきた歴史資料を丹念に探す研究手法では集められ

るデータに限界があるということだった。その課題について考えていた時期に、ある研究者グループが科研費を使って衆議院事務局で保存している資料を調査し、リストで公表したのを見た。そこから傍聴関係の資料はほとんど残っていないことを知り、さらに行き詰まりを感じた。

活路を見いだしたのは、本務である高校の授業「政治入門」でマス・メディアを取り上げるために様々な情報や文献に触れる中で、情報公開を活用してスクープをものにした記者たちを知ったことにある。特に、高田昌幸・小黒純編『権力vs調査報道』（旬報社、2011年）と高田昌幸他編『権力に迫る「調査報道」』（旬報社、2016年）という表紙が黒と白の二冊に多くを依っていた（私は勝手に「黒本」「白本」と呼んでいる）。その「白本」の方に登場する毎日新聞社の日下部聡記者が、富山県の主婦が安倍法制に関して情報公開請求した際内閣法制局が「審査せず」と回答したことを端緒にスクープ報道したことを知った。日下部記者は、その後、2018年に『武器としての情報公開』（ちくま新書）を出版し、関係者に話を聞いて回る手法だけでは限界がある分野には情報公開制度を活用する実例を紹介



写真3 国立国会図書館東京本館 議会官庁資料室

介している。私は記者ではないが、研究者として情報公開制度を用いることで現代の議会傍聴に関する記録をオープンにできるかもしれないと考えた。国会は情報公開法の対象外だが、2008年から両院とも官庁に準じる情報公開制度を運用している。

そこで両院の情報公開制度を活用した。私は、傍聴人数とその座席別内訳、傍聴に関する規制・取締について公開請求を行った。参議院は、各年度の「傍聴席係月報綴」と「所管事項報告の件」に加え、傍聴人の服装・持ち物の許可基準が開示された。衆議院は、「日計簿」と戦後の傍聴人の退場件数が開示された。

入手した膨大な傍聴人数データはエクセルに入力し、論文ではグラフと表で活用した。これらのデータについては、正規の情報公開で入手したデータであることから、2022年に研究者向けにResearchmap上で「近現代日本の議会傍聴」基礎データとしてエクセルファイルのままデータを公開した (https://researchmap.jp/read0211811/published_works)。これは、私自身の思いとして、コロナ禍の一斉休校で授業がオンラインになったことで家にいる時間を使って入力したデータであったため、今後の研

究者にはその入力時間を省略し、データを新たな研究に活用してもらいたいという願いを込めている。関心のある向きにはぜひ活用してほしい。その際、入手元として出典を明示していただければ幸いである。

資料の渉猟

研究で訪れる施設としては、国立国会図書館の憲政資料室には重要な政治家の私文書が保存されていることから、研究者は足繁く通う。私も同様だが、今回の傍聴については、議会官庁資料室(写真3)も活用した。同資料室には戦前・戦後の議会資料が保管されている。請願の記録としては、帝国議会期の貴族院や衆議院の請願関係資料が第一回帝国議会から残されている。初期の頃はまったく採択されていない請願ではあるが、議会開設時から民衆の中には選挙権拡大や普通選挙を求める声があったことが記録として残されている。これが貴重なのは、政治史では公文書や政治家の私文書を使って事実を構築するため、記録に残りにくい民衆の思考や意見は見えにくくなるからである。新聞や雑誌を丹念に探すこともできるが、そもそも記者のアンテナにキャッチされなければ記事に登場しないの

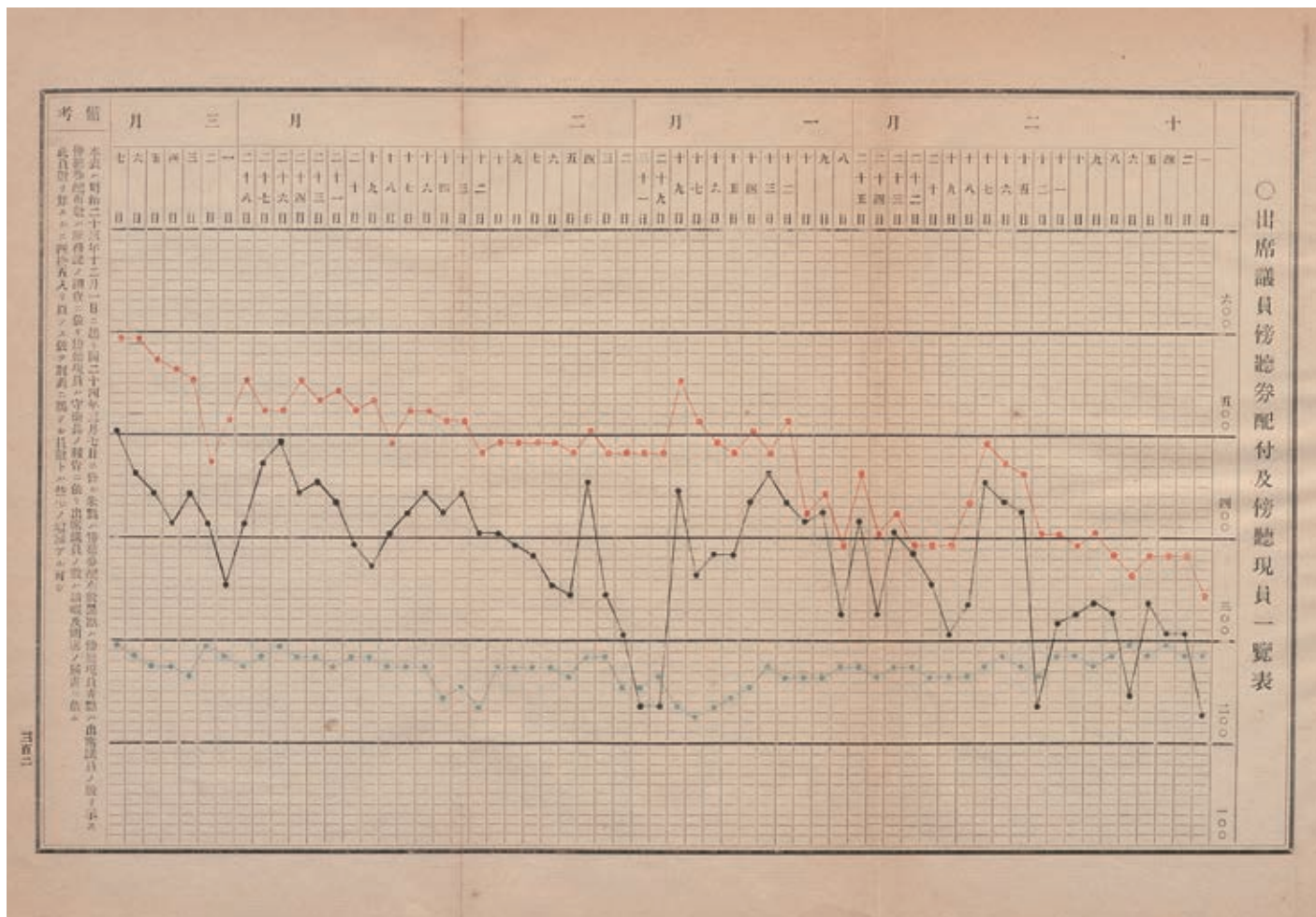


写真4 『衆議院記事摘要』第1回, 衆議院事務局, 1891 「出席議員傍聴券配付及傍聴現員一覽表」 <https://dl.ndl.go.jp/pid/14048998/1/161>

である。

資料の活用

次に、実際に「議会傍聴」論文で使った資料について、傍聴に関する項目以外にも含めて紹介したい。

第一回の『衆議院記事摘要』には、議員の異動、議事の内容（法律議案、予算案、重要動議、上奏、建議、質問・答弁、請願）、懲罰の詳細が記載されている。他の文献に見られない特徴は付録にある。請願の府県別件数一覽表、経過表、連署人数の分類と府県別人数、請願人の職業別人数、族籍別人数がデータとしてそろっている。

また、傍聴人数については、「出席議員傍聴券配付及傍聴現員一覽表」があり、出席議員数、傍聴券配付数、傍聴現員がそれぞれ青、朱、黒色の折れ線グラフで記録されている（写真4）。その他、会議における速記時間と記録ページ数もグラフになっている。設置された委員会については一覽表で示され、各委員会の開会日時が記録されている。

第二回、第三回は、『衆議院事務局諸課報告』に傍聴券を発行する庶務課と実際の入場者を確認する守衛部が記録した座席別

写真6 『衆議院記事摘要』第4回, 衆議院事務局, 1893「傍聴人員之比例」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/14048999/1/265>

写真5 『衆議院報告』第37回, 衆議院事務局, 1916
「傍聴券配付高及傍聴人員表」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1674836/1/99>

傍聴人数が両方残されている。また、第三十七回から第九十二回まで『衆議院報告』に傍聴券の配付数や傍聴人員表が記録されている(写真5)。ただし、空白の回次は、第三十回は『衆議院事務概覧』の傍聴券の配付数や傍聴人員表に第一回から第三十回までの座席別人数があり、第三十六回は『衆議院記事摘要』の「傍聴券及傍聴人員表」を用いることで補える。

また、公衆席の男女別人数は、第四回から第八回は『衆議院記事摘要』の「傍聴人員之比例」(写真6)、第五十回は『衆議院公報』、第五十一回以降は『衆議院報告』でわかる。

貴族院については、第一回は『貴族院事務局諸課報告』に一日ごとに座席別人数が掲載されている(次頁写真7)。

その後は、第八十五回まで『貴族院事務局報告』に「傍聴人員表」が記録され、開会日数、傍聴人員総数、国内外・男女別人数、開会中一日の平均傍聴人員数がわかる。第八十四回・第八十五回の『帝国議会貴族院事務局報告』に第一回から第八十五回までの数字がすべて記載されているため便利である。

事務局全体の規則は明治25(1892)

年の『衆議院事務局規則』、各年度の『衆議院要覧』と『貴族院要覧』に掲載されている。なお、『要覧』はその時点での関連法令などを網羅する内容であるため、当時の官僚や議員にとっては重宝した資料と思われるが、後年の研究者にとってはあまり資料的な価値を見出すことはできない。

衆議院の守衛に関する規則は『守衛必携』『衆議院守衛必携』に掲載されている。国立国会図書館には、明治25年12月版(次頁写真8)、明治40年6月増補版、大正6年12月増補版、大正14年8月改正版、昭和3年10月改正版、昭和13年1月改正版が所蔵されている。貴族院の守衛については『貴族院守衛要規』大正7年12月増訂版が1冊所蔵されている。

傍聴人に対する取り締まりの実態については、衆議院は、第二回〜第三十六回は『衆議院記事摘要』の「院内警察執行事務一覽表」で処分内容の詳細が分かる。第三十七回〜第九十二回は『衆議院報告』の「院内警察事項表」に件数だけが記載されている。貴族院については、『貴族院事務局報告』に記載がなく、取り締まりの実態を現す資料を見いだすことができない。

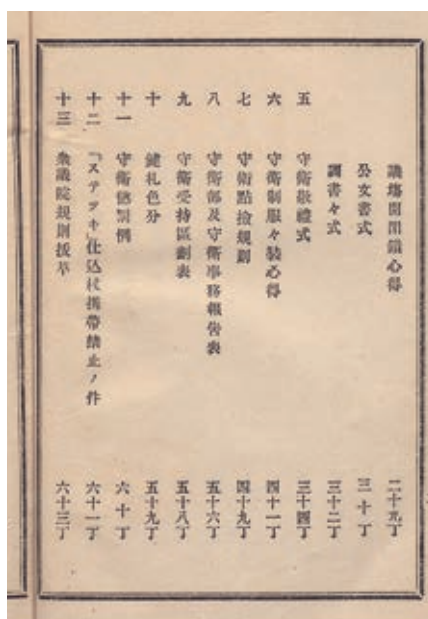
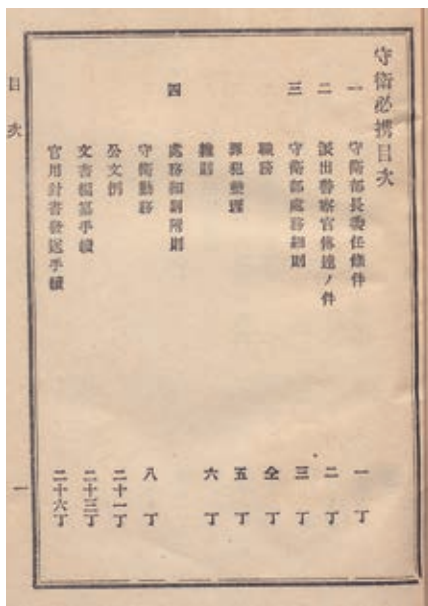


写真8 『守衛必携』衆議院守衛部,1892
(上)表紙 (中)(下)「守衛必携目次」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/14049000>

裁判所報告

百六十四

第三 傍聴券及傍聴人

○第一編 傍聴券 傍聴券及傍聴人調査

明治二十三年十二月四日 議事 辯護士法第六二件

傍聴券ノ種類	交付	枚数	傍聴人員	備考
外國外交官	交付	三〇	四	
官	交付	三三	二	
公	交付	二五	一六〇	
新聞記者	交付	二〇	一八	
合 計	交付	一三三	一九四	

同十二月六日 議事 度量衡法第六二件

傍聴券ノ種類	交付	枚数	傍聴人員	備考
外國外交官	交付	三〇	一	
官	交付	三三	二	

外國外交官

交付

枚数

傍聴人員

備考

三三

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

一

二

写真7 『貴族院事務局諸課報告』第1期帝国議會,貴族院事務局,1891 「第一期帝国議會貴族院傍聴券及傍聴人調査表」
<https://dl.ndl.go.jp/pid/783953/1/97>

論文への反響

「傍聴規定」論文は日本政治学会の2020年度若手優秀論文賞に選んでいたため、研究者からの反応が強くあった。新聞記者の方からも現在も続く厳しい服装規定に関連してコメントを求められた。一方、「議會傍聴」論文については、研究者よりも議会議事務局からの反響が目立つ。現状の制度と関係する内容であったためと思われる。2024年は地方議会の標準となる全国都道府県議会議長会の規則を改定する時期であったため、都道府県や市町村の議長会事務局のヒヤリングを受けた。その際に聞いたのは、戦前戦後の傍聴データを網羅的に集めたことへの感嘆と、服装規定の基準が判明したことへの驚きであった。

通常、歴史研究が現在の課題に直接的に役立つことは少ない。今回のように過去のルールの制定過程や運用実態が現在のルール改定を考えるヒントになり得ると示されたことは、議會関係の範囲にとどまらず、研究と実務をつなぐ可能性について示唆するところが大いである。

議會に関する資料は戦前戦後を通じて欠けている部分があるものの、まだ活用され尽くしていないと思われる。国立国会図書館の所蔵する憲政資料や議會資料のデジタル化も急速に進み、研究者にとっての利便性も高まっている。現存する資料からも130年を超える日本の議會政治の歴史を新しい視点で研究する余地は大いにありと感じている。

本屋に

本



子ども／おもちゃの博覧会
特別展

国立民族学博物館 編・刊 2019.3
231p ; 30 cm
<請求記号 KB16-M139>

本書は、国立民族学博物館（以下「民博」という。）が2019年3月から5月まで開催した特別展「子ども／おもちゃの博覧会」の図録である。図版とその解説が主であるⅠ～Ⅵ章に加えて15本のエッセイが収録されている。ノスタルジックな表紙が印象的だが、昔の玩具の魅力は懐かしさや楽しさにとどまらないことに気付かされる。

特別展で主に展示されたのは、大阪府指定有形民俗文化財「玩具及び関連世相資料」、通称「時代玩具コレクション」である。「時代玩具コレクション」は、収集家・多田敏捷氏が集めた総数約6万点の非常に膨大なコレクションで、当初、大阪府によって1993年

に購入されたものだが、コレクションの積極的な活用について府で検討された結果、2013年に民博に寄贈された。その後、2014年から2018年にかけて、まさに「コレクションの積極的な活用」といえる、民博の共同研究「モノにみる近代日本の子どもの文化と社会の総合的研究―国立民族学博物館所蔵多田コレクションを中心に」が行われた。特別展は、論集の刊行やデータベースの構築・公開等を含む、この共同研究の成果の一つである。

本書では、玩具の図版が江戸時代から現代に至るまでおおむね時代順に並べられている。特に、明治・昭和戦前期の玩具を取り上げた第Ⅲ章「時代と玩具」は本書の半分近くのページを占

めており、最も充実した章となっている。この第Ⅲ章では、汽車を模したブリキ製の玩具のように、新しい技術を取り入れた玩具が目につく。次の第Ⅳ章「戦争と子どもと玩具」では、日清・日露戦争の頃から第二次世界大戦に至るまでの、戦争の時代を色濃く反映する玩具が登場する。また、玩具自体は昔から存在するものではあるが、その絵柄が世相を反映しているものもある。メンコはその代表例で、軍人が描かれたメンコが多数掲載されている。

息の長い玩具であるメンコは、第Ⅴ章「戦後の玩具と子ども」でも紹介されているが、第Ⅴ章ではアニメのキャラクターや国内外の俳優の絵柄のものが

目立つ。余談だが、私が小学生のときに校内でメンコが流行った際は、アニメやゲームのキャラクターを自分で描いた手作りのメンコで遊んでいた。

収録されているエッセイの一つである日高真吾「国立民族学博物館所蔵『時代玩具コレクション』の概要」には、この時代玩具コレクションの特徴は「新聞、号外、雑誌、書籍、古文書などの文献史料が充実していること」とある。本図録は玩具が中心で、文献史料の割合はそれほど多くないが、図録内で掲載されている新聞の号外や雑誌記事、ハガキなどはいずれも興味深いものである。今後、玩具以外の文献史料の紹介にも期待したい。

（増田玲）

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

遠隔複写サービスの複写物がPDFファイルで入手できるようになりました

国立国会図書館は、従来から実施してきた紙の複写物を郵送する「遠隔複写（郵送受取）」に加えて、PDFファイルで複写物を提供する「遠隔複写（PDFダウンロード）」のサービスを令和7年2月20日から開始しました。

令和3年の著作権法改正（本サービスに関する規定は令和5年6月1日施行）により、図書館等では利用者の調査研究のため、著作物の一部を利用者の求めに応じてインターネット等により送信すること（図書館等公衆送信サービス）が可能となりました。この法改正を受け、権利者、出版社、図書館等の関係者による「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」が設置され、図書館等公衆送信サービスを実施するために必要な事項について協議が行われてきました。

本サービスは、同協議会における合意を踏まえ、新たな遠隔複写サービスとして、国立国会図書館サーチを通じてPDFファイルで複写物を提供するものです。

○サービス概要

国立国会図書館の所蔵資料について、利用者が来館せずに複写を申し込み、複写物のPDFファイルを受け取ることができるサービスです。申込み及びPDFファイルのダウンロードは国立国会図書館サーチ（<https://ndlsearch.ndl.go.jp/>）から行います。

なお、著作権法の定めにより、複写可能な範囲は原則として著作物の一部分となります。

○対象となる資料

国立国会図書館の所蔵資料（デジタル化資料を含む）を対象とします。ただし、楽譜の出版物、地図の出版物、写真集、画集、発行後1年以内の雑誌等は、著作権法その他の規定により対象外となります。

○利用できる方

本サービスを利用できるのは、国立国会図書館の個人の登録利用者（本登録）です。簡易登録利用者及び図書館等の機関からの申込みはできません。なお、本サービスの申込みには、利用規約に同意する必要があります。

※利用者登録方法については、国立国会図書館ホームページ▽利用者登録▽国立国会図書館の利用者登録（個人）について▽本登録 をご覧ください。



○複写料金

次の1および2の合計額をお支払いいただきます。

1. 複写物の作成に要する費用

複写する資料の種類と複写方法によって料金が異なります。画像1コマ当たりの料金は次のとおりです。

・ スキャナで読み取る紙資料（図書、雑誌等）
83・6円（76円＋税）

・ 撮影を行う紙資料（古典籍資料等） 176円（160円＋税）

・ マイクロフィルム、マイクロフィッシュ 116・6円（106円＋税）

・ 国立国会図書館デジタルコレクション収録資料 62・7円（57円＋税）

2. 著作権者に支払う補償金に相当する額

補償金の詳細は、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB）ホームページ（<https://www.sarlib.or.jp/>）の「図書館等公衆送信補償金規程」をご覧ください。



本サービスの詳細については、国立国会図書館ホームページ▽資料・情報の利用▽複写サービス▽遠隔複写サービス に掲載しています。



NDL Topics

国際子ども図書館展示会「世界をつなぐ子どもの本―2022年国際アンデルセン賞・IBBYオナーリスト図書展」

国際子ども図書館では、3月18日（火）から5月25日（日）まで、展示会「世界をつなぐ子どもの本―2022年国際アンデルセン賞・IBBYオナーリスト図書展」を開催します。

この展示会では、2022年の国際アンデルセン賞受賞者のこれまでの諸作品、IBBY（国際児童図書評議会）オナーリスト（推薦図書リスト）の掲載作品とその邦訳書、あわせて約200冊を手にとってご覧いただけます。

○開催期間 3月18日（火）～5月25日（日）

※月曜日、国民の祝日・休日（5月5日のこどもの日は開館）、毎月第3水曜日（資料整理休館日）は休館

○開催時間 9時30分～17時

○会場 国際子ども図書館レンガ棟3階本のミュージアム

国際アンデルセン賞は、1956年に始まった国際的な児童文学賞で、2年に一度、IBBYから児童文学の分野で卓越した業績をあげた現存の作家と画家に対して贈られています。2022年はマリ―オー・ド・ミユライユさん（フランス）が作家賞を、スージー・リーさん（韓国）が画家賞を受賞しました。

IBBYオナーリストは、IBBYが隔年で作成する推薦図書リストです。作成に当たっては、IBBY

の各国支部が、自国で新たに出版された児童書の中から外国に紹介したい作品を選ぶことになっています。「文学作品」、「イラストレーション作品」、「翻訳作品」の3部門から成り、2022年は世界の国と地域から163作品が選ばれました。日本からは、文学作品部門に花形みつるさんの『徳治郎とボク』、イラストレーション作品部門に田島征三さんの『つかまえた』、翻訳作品部門に長野徹さん訳の『ケンタウロスのポロス』が選ばれています。

○問合せ先 国際子ども図書館資料情報課 展示係
電話 03（3827）2053（代表）



展示会「世界をつなぐ子どもの本―2022年国際アンデルセン賞・IBBYオナーリスト図書展」ちらし

資料のデジタル化に伴う原資料の利用休止について

国立国会図書館では、所蔵資料の保存と利用の両立を図るためデジタル化による媒体変換を行い、作業が終了した後は、原資料に代えてデジタル化資料を提供しています。このデジタル化作業のため、次のとおり一部の資料の利用を休止します。

○対象資料

国際子ども図書館所蔵の和図書 約2万3千冊

○利用休止予定期間

令和7年3月11日から令和7年11月30日まで

※ご利用いただけない資料は、国立国会図書館サーチの書誌詳細画面の「国立国会図書館の所蔵」で、「作業中 デジタル化のため」の表示でお知らせしています。ご利用にあたっては、事前に検索してご確認ください。

※詳細については、国立国会図書館ホームページの資料の保存・資料デジタル化について・デジタル化作業に伴う原資料の利用休止について に掲載しています。



ご不便をおかけしますが、国民の文化的資産を後世に伝えるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

NDL Topics

令和6年度東日本大震災アーカイブシンポジウム「震災アーカイブが残すべき「記録」と「記憶」について」を開催しました

令和7年1月11日、東日本大震災アーカイブシンポジウムを東北大学災害科学国際研究所多目的ホールで開催し、オンライン同時配信を行いました。本シンポジウムは、国立国会図書館と東北大学災害科学国際研究所との共催により、毎年1月に開催しているものです。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、そして東日本大震災など、発災から時間が経過する中で存続が危ぶまれる震災アーカイブも生じており、震災アーカイブの意義や役割が改めて問われています。本シンポジウムでは、震災アーカイブについて研究されている3名の研究者から、震災アーカイブの活用事例の報告や、今後のあり方についての提案をいただきました。国立国会図書館からは国立国会図書館東日本大震災アーカイブ事業の経緯と現況について報告し、東北大学からは、昨年1月に発生した能登半島地震を含む自然災害アーカイブの現況と課題について報告しました。

その後、パネルディスカッションでは、これからの震災アーカイブについて、参加者からの質問に答える形で議論がなされました。



パネルディスカッション



国立国会図書館からの報告

シンポジウムの詳細は以下に掲載しています。

<https://kn.ndl.go.jp/static/2024/11/06>

また、発表資料は東北大学 みちのく震録伝に掲載されています。

<https://www.shinrokuden.irides.tohoku.ac.jp/symposium/20250111/>

韓国国会図書館、韓国国会立法調査処との業務交流（第13回）

令和6年12月18日に韓国国会図書館（NAL）、翌19日に韓国国会立法調査処（NARS）との共同セミナー方式による業務交流を、オンライン形式で行いました。この業務交流は、両国の立法補佐機関の間で、それぞれの国会サービスについて深く理解し合うことを目的として行っているものです。NALとのセミナーでは、韓国側から法律情報サービスの概要と現在準備中のAIを利用したデータベースについて、日本側から国会関連システム（国会会議録検索システム等）の概要について報告が行われた後、両機関における業務体制等について質疑応答が行われました。NARSとのセミナーでは、両機関から労働力不足の現状と課題について報告が行われた後、韓国における若年者雇用及び高齢者雇用の現状、日本における副業の活用に係る現状等について質疑応答が行われました。

令和6年度国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会

令和6年12月11日、標記懇談会がオンラインで開催されました。この懇談会は、国立国会図書館が、国立大学図書館協力委員会委員館の図書館長及び関係機関の代表者を招いて毎年行っているものです。

はじめに、坂井修一東京大学副学長・附属図書館長が「大学におけるデジタル・ライブラリー——新時代の教育研究のために——」と題して、大学図書館の在り方を再定義するための「ライブラリー・スキーマ」とそれを踏まえた「東大デジタル図書館（案）」の概要、オープンサイエンス時代における大学のデジタル・ライブラリーの課題、国立国会図書館との連携への期待等について報告しました。次に、当館から、大場利康利用者サービス部長が「デジタル情報へのアクセスに係る国立国会図書館の取組と課題」と題して、当館の取組と大学図書館との連携強化・拡大の可能性について報告しました。

その後に行われた意見交換では、メタデータの整備について、当館未収かつ入手困難資料のデータ収集について、ライブラリー・スキーマについて等の質疑がありました。また、デジタル資料の図書館間の相互利用について、今後どのように可能にしていくのかを考える必要があるといった意見が述べられました。



令和6年度国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会

『国立国会図書館月報』令和7年刊行予定

令和7年は、左記の号を合併号として刊行する予定です。

- ・771／772号（令和7年7／8月）
- ・773／774号（令和7年9／10月）

新刊案内

レファレンス 889号

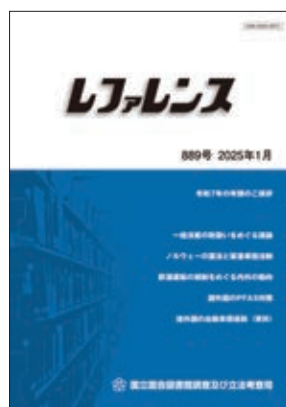
令和7年の年頭のご挨拶

一括法案の取扱いをめぐる議論——日本及びカナダ議会下院を例として——

ノルウェーの憲法と緊急事態法制——憲法に緊急事態条項がない国の法制度の概要と動向——

飲酒運転の規制をめぐる内外の動向——日英独仏の比較——

諸外国のPFAS対策——米国とEUの取組を中心に——
諸外国の自動車関係税（資料）



A4 167頁 月刊 1,100円（税込）
発売 日本図書館協会

入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
電話 03(3523) 0812

3

NATIONAL
D I E T
LIBRARY
MONTHLY
BULLETIN
2 0 2 5 . 3

NO.767

MARCH
2025

CONTENTS

- 01 <Book of the month - from NDL collections>
Admiration for Japan from Mexico: *Hiroshigué*
- 05 National Diet Library initiatives to connect the general public
with Open Science
- 14 The Imperial Diet comes to life in the National Diet Library
Digital Collections:
“The Imperial Diet Collection” undergoes a major expansion
- 22 The Use of Materials from the National Diet Library in “Public
Observation of Diet Sessions in Japan.” SUEKI Takanori
- 13 <Tidbits of information on NDL>
I Want to Read It 100 Years from Now, Too.
- 30 <Books not commercially available>
Kodomo / Omocha no hakurankai = Toys Expo-Children in modern Japan: *Tokubetsuten*
- 31 <NDL Topics>

国立国会図書館月報

令和7年3月号 (No.767)

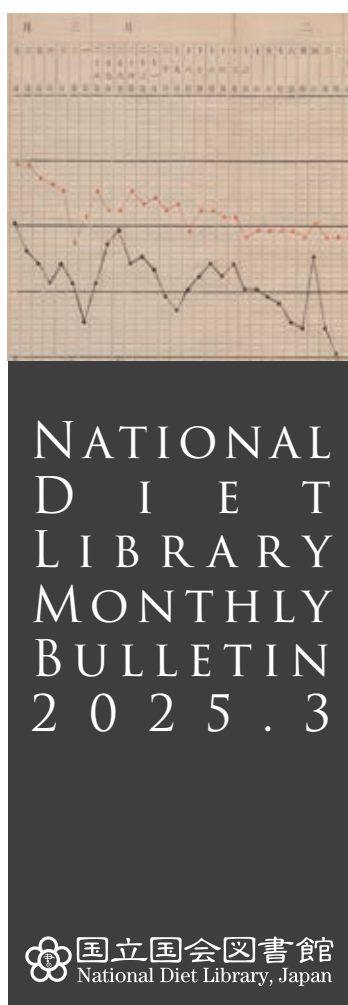
令和7年3月1日発行

発行所 国立国会図書館
編集者 川西晶大

印刷所 株式会社丸井工文社

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03 (3581) 2331 (代表)
FAX 03 (3597) 5617
E-mail geppo@ndl.go.jp
<https://www.ndl.go.jp/>

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。
本誌に掲載された記事を転載する場合（全文または長文にわたり抜粋する場合、または図版を転載する場合）には、
事前に当館総務部総務課にご連絡ください。
本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ（<https://www.ndl.go.jp/>）>刊行物>国立国会図書館月報でご覧いただけます。



図

国

国

書

人

士